

新しい時代の博物館制度の在り方について
(中間まとめ)

平成19年3月

これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議

新しい時代の博物館制度の在り方について（中間まとめ）

- 目 次 -

はじめに.....	1
第1章 博物館をめぐる昨今の動向.....	1
1 博物館の現状.....	1
2 博物館を取り巻く状況.....	2
3 博物館関係者の動向.....	2
第2章 博物館とは.....	3
1 博物館の目的 - 求められる役割 -	3
2 博物館法上の博物館の定義の在り方.....	4
(1) 博物館の基本的要件.....	4
(2) 博物館の定義について.....	4
第3章 博物館登録制度の在り方について.....	5
1 現行制度の問題点.....	5
(1) 登録制度の現状.....	5
(2) 登録制度運用上の問題.....	6
2 博物館登録制度改善の方向性.....	6
(1) 新しい登録制度の意義.....	6
(2) 新しい登録制度の考え方	7
(3) 新しい登録制度の範囲.....	7
(4) 新しい登録基準の骨格.....	9
(5) 登録審査機関.....	11
(6) 更新制について.....	11
(7) 「登録博物館」の名称独占.....	12
(8) 制度の名称.....	12
(9) 博物館評価について.....	12
第4章 学芸員制度の在り方について.....	13
1 現状における問題点.....	13
(1) 学芸員制度の現状.....	13
(2) 学芸員制度の問題点.....	13
2 学芸員制度の見直し.....	14
(1) 見直しの考え方.....	14
(2) 学芸員に求められる専門性.....	14
(3) 専門職員としての基礎的資質の養成.....	15
(4) 学芸員の養成と資格の在り方.....	17
第5章 博物館運営に関する諸問題について.....	20
1 指定管理者制度等について.....	20
2 公立博物館の原則無料規定の扱いについて.....	21
3 博物館を支える多様な人材の養成・確保.....	22
4 博物館倫理について.....	22

はじめに

博物館は、博物館本来の機能に加え、生涯学習や地域づくりの拠点として様々な活動を通じて教育、学術、文化の発展に寄与してきたところである。今日、人々の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応し、さらに積極的な役割を果たすことが博物館に期待されており、今後、望ましい博物館の在り方を探るとともに、それを実現するための条件整備等を推進する必要がある。

このため、博物館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における博物館の在り方について調査・検討を行うため、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」を設置した。

当会議においては、昭和 26 年の博物館法制定時以降の社会の変化と博物館の変遷、今日の博物館が抱える課題、今後、期待される博物館の新たな展開を踏まえ、博物館法が定める基本的制度である 博物館の定義、 博物館登録制度、 学芸員制度について論点の整理・検討を行い、その方向性を示した。なお、その際、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）、ICOM（国際博物館会議）¹や各国の法制等を参考にしつつ、これまで関係者が長く積み上げてきた各種の検討結果を基礎として検討を行ったものである。

今後、博物館法の具体的な見直しに際しては、当会議が整理・検討した考え方を基本に、さらに発展させることを期待している。

第 1 章 博物館をめぐる昨今の動向

1 博物館の現状

博物館法制定後、全国で 239 館（昭和 30 年度社会教育調査）にすぎなかった博物館等（博物館相当施設含む。）は年々増加し、平成 17 年 10 月現在で博物館等数は 5,614 館、年間入館者数も約 2 千 6 百万人であったものが約 2 億 7 千万人を超えるに至っている。

一方、法律上の博物館である登録博物館²と法律上の博物館ではない博物館相当施設³及び博物館類似施設⁴を年間の入館者数で比較してみると、登録博物館は 55,486 千人、博物館相当施設は 62,368 千人、博物館類似施設は 154,828 千人となっており、博物館相当施設と博物館類似施設の入館者数は登録博物館の 4 倍に達している。

また、博物館等数を比較した場合、登録博物館は 865 館、博物館相当施設が 331 館、博物館類似施設が 4,418 館となっており、博物館相当施設と博物館類似施設の数は登録博物館の 5 倍に達している。さらに、博物館等の伸び幅についても、登録博物館が 1.7

¹ ICOM (International Council of Museums) は、世界 110 カ国に国内委員会を持つと共に、28 のイコム国際委員会を持ち、世界レベルでの博物館の情報交換機関として、また職業倫理規定の設定、規則の制定の中心的役割をはたしている。

² 博物館法第 10 条に基づき、地方公共団体、民法第 34 条の法人、宗教法人、日本赤十字社、日本放送協会が設置する都道府県教育委員会の登録を受けた博物館

³ 博物館法第 29 条に基づき国または都道府県教育委員会の指定を受けた博物館

⁴ 博物館法に基づく施設ではないが、博物館と同種の事業を行うものとして、都道府県教育委員会が把握（文部科学省が実施する社会教育調査の対象）としているもの

倍（昭和 62 年度と平成 17 年度を比較した場合、以下同様。）博物館相当施設が 1.5 倍、博物館類似施設が 2.8 倍となっており、法制度上対象外の博物館類似施設の数が特に多くなっている現状がみられる。

また、館種別の登録博物館及び博物館相当施設を比較した場合、歴史博物館と美術博物館が約 7 割を占め、残り 3 割を自然科学系の科学博物館や動物園・水族館等が占めている状況である。

2 博物館を取り巻く状況

公立博物館については、地方分権や行政のスリム化が推進され、補助金の廃止、資料費の減少等予算の減少傾向が続いている。また、平成 15 年の地方自治法改正で創設された指定管理者制度⁵については、公立博物館では 1,196 館中、93 館(7.8%)に導入(平成 17 年 10 月現在)されているほか、国の独立行政法人立の博物館等に対して、「市場化テスト」の導入が論議されるなど、民間の力を活用した効率的管理・運営、博物館のサービス向上が追求される傾向が強まっている。

また、私立博物館の設置者である民法第 34 条法人においては、平成 16 年 12 月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」の中で定められた公益法人制度改革に沿って、平成 18 年 5 月、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等の公益法人改革関連法が成立し、平成 20 年度中の施行が予定されている。民法第 34 条法人の設置する私立の登録博物館においては、社会教育の振興の観点から、税制を始めとする優遇措置がとられてきたが、新しい公益法人制度においても、同様に優遇措置は重要であると考えられる。

3 博物館関係者の動向

日本で唯一の博物館の総合的な団体である財団法人日本博物館協会では、平成 12 年の調査研究報告書『「対話と連携」の博物館』⁶において、今後の博物館の望ましい役割・機能について、「生涯学習社会における学習支援の強化、博物館内における、また博物館外との「対話と連携」が求められている。」としている。また、平成 15 年の調査研究「博物館の望ましい姿」においても、21 世紀の新たな博物館として、館種、規模、設置者を超えて「市民の視点に立ち、市民と共に創る博物館」を目指すことを提言している。さらに、同協会では、これらの検討を踏まえて、会員館が一堂に会する全国博物館大会で、博物館法の登録制度、学芸員制度の抜本的な改正など、現代の社会的需要に則した博物館法制の見直しの要望を平成 17 年度及び 18 年度に決議している。

なお、日本学術会議学術基盤情報常置委員会報告「学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保とその養成制度の整備について」（平成 15 年 6 月 24 日）においては、博物館資料についての管理、保存体制の確立、地域づくりの核となるべき博物館の役割、そしてこれらを支える博物館専門職員の高度化を提言しているほか、全

⁵ 地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」（株式会社等の民間営利事業者を含めた者に対し指定を行うことが可能。指定を受ける者に制限はなし）が、管理の代行を行う。

⁶ 平成 12 年度文部省委嘱事業『「対話と連携」の博物館』（財団法人 日本博物館協会）

日本博物館学会、日本ミュージアム・マネージメント学会その他関連の学会においても、指定管理者制度の導入等を踏まえた博物館の在り方に関する各種検討やシンポジウムの開催等が行われてきた。

第2章 博物館とは

1 博物館の目的 - 求められる役割 -

博物館は社会教育法により、社会教育のための機関として定められているが、時代の変化とともにその役割は多様性を増している。

(財)日本博物館協会の『「対話と連携」の博物館』では、最近の欧米の博物館政策に大きな影響を与えた、「卓越と公平」(米)、「共通の富」(英)⁷等の内容や、我が国の博物館を巡る状況や博物館関係者に対するアンケート結果等、種々の要素を分析評価した上で、生涯学習社会における我が国の博物館の在り方について、「生涯学習社会における教育システムでは家庭教育、学校教育、社会教育を結ぶラインの中で、責任区分が明らかになり、博物館本来の教育機能を発揮することを強く求められている。欧米の博物館がいち早く教育重視の方向を打ち出し、博物館の全ての活動は教育に収斂されるとしたのはまさに時宜を得たものである。」と総括している。

すなわち、現代、多様な機能を持つ博物館であるが、博物館の目的は、生涯学習社会の実現という理念に貢献するための教育・学習支援という普遍的な機能であると考えられる。これからの博物館は、学習者のニーズに応えるという視点で、資料収集や調査研究の成果を生かして、多様化・高度化する学習者の知的欲求に応えるとともに、自主的な研究グループやボランティア活動など自己表現の場としての機能を高め、学習者とのコミュニケーションを活性化していく必要がある。

また、博物館法が追求すべき価値として「国民の教育、学術及び文化の発展に資する」(法第1条)ことを挙げているが、平成18年度からスタートした第3期科学技術基本計画においては、博物館が「知的好奇心に溢れた子どもの育成を行う場」や、「科学技術に関する知識や能力を高める場」としての役割が期待されている他、自然史系博物館における環境問題に関する理解促進や動物園等における絶滅危惧種の保護等多様な役割が求められている。

一方、博物館には地域振興や観光振興といった役割も期待されているが、これらの役割も教育・学術・文化の振興という博物館の中核的役割を基盤にして果たしていくことが重要である。

以上のように博物館の目的は、博物館の資料に関する調査研究により得られた成果を、展示や様々な方法を用いて教育・学習の支援に生かし、学術や科学技術の進展に貢献し、文化の保護、創造に貢献することである。また、そのような活動の基盤となる、社会から託された資料を探究し、次世代に伝えることも博物館の大きな目的であり、社会的責務であるが、このような基本的な考え方を踏まえて、本会議では博物館の定義等について検討を行った。

⁷ 別表1参照

2 博物館法上の博物館の定義の在り方

(1) 博物館の基本的要件

国際的な博物館の定義⁸に基づいて、博物館が有すべき機能について共通要素を拾い上げる形で検討を行ったところ、

- イ) 資料を収集し、保管(育成)する機能
- ロ) 資料を展示することにより、教育や楽しみを提供し、学習を助ける機能
- ハ) 資料及び展示を調査し、研究する機能

を有する機関が博物館であると集約できる。

また、博物館とはこれら3つの機能を、不可分一体に有しなければならない施設と考えるのが適当である。「資料収集・保管(育成)」機能だけでは単なる収蔵施設であり、「教育普及・学習支援」機能を有していても「調査研究」機能を欠いていれば、それは「資料」に対する理解及び教育が単に表層的なものにとどまって深みや奥行きを失い、ひいては、人々が新しい発見を求めて博物館に何度も足を運ぶことにはならない。

博物館でもたらされる「楽しみ」は、博物館という場所に来館者を誘い、知的な好奇心を刺激し、結果として教育や学習を促進させるために必要な要素である。

博物館のメルクマールとしての上記3点の要素を博物館が具備すべきことについて、以下、具体的に検討する。

(2) 博物館の定義について

上述のとおり博物館の基本的要件において、博物館における「資料」は、展示を通じた教育、学習支援、調査研究といった、博物館に不可欠な活動の基盤となるものである。

博物館の活動は、資料の展示による教育・学習支援、資料に対する調査研究など、博物館資料を基礎に展開されるとともに、資料を人類共有の財産として蓄え、次世代に伝える社会的責務を果たしていることから、博物館の資料とは、一義的には、「館としての収集方針に基づき収集、保管されている一連の実物資料」とであると定義されるべきであろう。

しかしながら、美術館、科学館、動物園等、博物館が対象とすべき資料は館種や設置目的によって多種多様であり、上記の資料の定義をすべての博物館活動に当てはめて考えるのは狭すぎると考えられる。

例えば、天体の動きなど、収集もしくは保管が困難な現象について、その現象に関する館の調査研究の蓄積とともに、当該館にとって教育・学習支援等の活動の中心となっているのであれば、それは総体として博物館資料を有していると考えべきである。

さらに、科学技術に関する資料を作成するなどして、最新のものに入れ替えつつ展示を行う、科学館等科学技術理解増進を図る施設においては、「実物」の意味においても、資料の「保管」という点でも、古美術等を資料とし保管する類の博物館とは、前提が異なるのは明らかである。

次に、博物館における調査研究については、資料そのものに対する調査研究に加え、

⁸ 別表2 参照

資料管理、保存科学及び展示や教育普及的な視点から見た資料の活用方法等の博物館機能に関する調査研究についても、同列に扱うべきである。

なお、これらについては、これまでも実際の博物館登録審査や「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の運用等においては、現象のほか、模写、模造等を資料とみなすなど、博物館の多様性に配慮した運用がされてきたところである。

以上の状況を踏まえ、これからの博物館の定義を考えていく上では、博物館の多様化の可能性から、例えば以下のような館の取り扱いが課題になると考えられる。

街なかに点在する古い町並みや産業遺産等歴史的建造物群を博物館資料としてそれらを含む一定のエリアを「ミュージアム」としてとらえようとする地域の動き

自らの収蔵品による展示ではなく、もっぱら博物館から資料を借り受けて行う企画展を中心として活動を行っている館

まず、前者については、資料の保存に対する管理や調査研究など、博物館登録の要件を充足する限りにおいて、登録博物館になれるように検討することが望ましい。また、後者については、当該館にとって、何が「資料」なのか、そして、何が「調査研究」なのか、見極められるような登録基準の具体的検討が必要になると考えられる。その際、今後は複数の博物館が緊密なネットワークのもとで資料の保管や資料に関する調査研究等について分担して進めることも想定され、登録基準を考えるに当たっては、このような博物館をどうとらえるのかも検討が必要である。

具体的な博物館の定義は、今後、検討される新しい博物館登録基準において、博物館の「資料」を核とした、教育や学習支援、調査研究のあるべき姿に基づいて明らかにされることになるが、博物館の定義は、これまでの原則を踏まえつつ、館の持つ使命、資料の目的や活動を比較検討し、さらに、今後、博物館に期待される機能が一層多様化していくことをも考慮しつつ行われる必要がある。

なお、現行博物館法の博物館の定義は、博物館登録制度の前提として法律上規定されており、今般の検討もその前提で行ったものであるが、この点は、今後、博物館法が登録博物館以外の博物館に対しても法的効果を及ぼす必要性の有無や、博物館登録基準の内容との関係について整理する必要がある。

第3章 博物館登録制度の在り方について

1 現行制度の問題点

(1) 登録制度の現状

博物館の登録状況については、第1章1「博物館の現状」のとおりであるが、このうち、私立博物館では、約半数が登録を受け、博物館の維持・向上と税制の優遇という保護助成が相乗的に機能し、登録制度の意義が高められているところである。一方で、公立博物館においては、地方分権推進委員会の勧告や三位一体の改革を受けて補助金が廃止された結果、登録博物館になることのインセンティブが働きにくい状況にある。さらに、1,000館弱の国、独立行政法人、大学等が設置する博物館や約1,100館の地方公共団体の長が設置する博物館など、多数の公的博物館が博物館法上の登録博物館になれな

い現状にある。このため、登録を受けている公立博物館は類似施設も含めた合計数 4,023 館のうち 534 館（13.3%）にとどまっている。

（２）登録制度運用上の問題

現行の登録制度は、学芸員等の職員の有無、開館日数等定量的な基準を博物館が当然有すべき要件とし、外形的な審査が中心となっている。

しかしながら、社会に求められる博物館として、活動の量・質ともに保証されるものとなるには、登録制度の要件に博物館の定義や使命に基づく事項を加える等、要件の見直しが必要であると考えられる。登録制度と同様の目的で実施されているイギリス MLA(博物館・図書館・文書館会議)の博物館基準認定制度⁹では、博物館の運営方式、利用者サービス、来館者用施設、収蔵品管理といった活動に関わる項目により審査を行っている。

また、登録審査については、各都道府県教育委員会により審査が行われているところであるが、平成 18 年 10 月に文部科学省が各都道府県に対して行った博物館行政の実態に関するアンケート調査の結果によると、都道府県 1 県あたりの平均の博物館登録申請の処理件数が 1 年間で、わずか 0.43 件で、過去 3 年間で登録も相当施設の指定のいずれも申請がなかった県等がほぼ 4 分の 1 である 12 県もあるなど、かなり低調であった。このような中では、審査のノウハウや専門性の維持、登録審査後の十分なフォローアップ等が課題であると考えられる。

2 博物館登録制度改善の方向性

（１）新しい登録制度の意義

新たな登録制度では、上記の運用上の問題の改善・解決を図るだけでなく、登録制度が社会的な説明責任や信頼を得るための手段となるよう、登録制度の意義をあらためて考える必要がある。

この点について、「卓越と公平」（米）、「共通の富」（英）等では、「博物館自らが現状における社会的要請を真摯に受け止め、それに応えるための内部改革を推し進めながら可能な限り実績を積み上げることで社会的存在意義をアピールすることの重要性」が示されている。

このような認識に立ち、登録制度の意義については、以下のとおり整理する。

行政や博物館関係者に閉じられた制度ではなく、博物館設置主体（地方自治体等）、博物館、博物館利用者（住民等）、社会の中で博物館に関係する構成員自らが、継続

⁹ MLA (The Museums, Libraries and Archives Council (博物館・図書館・文書館会議) が実施する博物館基準認定制度 (Accreditation Scheme) は、様々な規模、また運営形態をもつ博物館全体に適用できる国家公認の評価の仕組みである。そして、規模、予算、運営など多様である博物館のすべてが達成しうる、共通基準として「必要最低基準」を設けている点が大きな特徴である。

出典：平成 17 年度文部科学省委託調査「博物館制度の実態に関する調査研究報告書（平成 18 年 3 月 株式会社丹青研究所）」

的に博物館の改善、向上を目指していくために役立つ制度とすること。

登録制度を通して博物館の望ましい在り方について国民共通的な認識を持ち、博物館を支える国民的土台を作っていくための制度とすること。

また、そのような視点で考えた時、イギリス MLA が示す、博物館基準認定制度の意義¹⁰は、極めて示唆的である。

さらに、例えば現行制度における、私立の登録博物館への税制上の優遇措置が登録制度の意義をより高める効果を発揮しているように、関連する諸制度との連携がなされることが望ましい。

(2) 新しい登録制度の考え方

上記の制度の意義を踏まえ、新しい登録制度の審査主体や基準等、具体的な制度設計を考える上で、以下の視点が重要である。

博物館として当然有すべき要件、機能を備えていることについて確認できること
設置者の違いや、施設の規模、学芸員数・収蔵資料数などによる定数・定量な基準による審査だけではなく、博物館がその活動において、それぞれの館に相応しい使命と計画を設定し、どれだけ実践しているかという視点で審査を行えること

我が国の博物館活動の多くを支えている中小の博物館や私立博物館も含め、できるだけ多くの博物館が参加できること

利用者、博物館、博物館設置者それぞれに対して、博物館の質の向上と効果的な運営という点で、登録博物館となることがメリット¹¹となること

このような点を踏まえ、博物館登録制度は、博物館のあるべき姿を明らかにし、それに向けての博物館の質の向上を図っていく制度として、引き続き博物館法の中核として維持していくべきである。

(3) 新しい登録制度の範囲

博物館登録制度は、公立博物館への公的助成を進める意義があり、このため例えば、大学や学校法人立の博物館については、別途の助成制度があることも踏まえ、対象から外す整理をしてきた。しかしながら、博物館法の目的である「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与すること」は、限定した設置主体だけに求められるものではなく、すべての博物館に求められる機能であることは明らかである。法制定から半世紀以上が経過し、当時と状況は大きく変化し、近時では地方公共団体の長が所管する博物館や営利法人が運営する博物館等においても、充実した博物館機能をもつ館も増えている。

以上の点から、博物館がそれぞれの館に相応しい教育への貢献を行う上での機能や条件を維持し、どれだけ実践しているかという活動面を重視する観点から登録制度を再構築する必要がある。

また、博物館法第 29 条に根拠を置く博物館相当施設は、学芸員の暫定資格を広く与え

¹⁰ 出典：平成 17 年度文部科学省委託調査「博物館制度の実態に関する調査研究報告書（平成 18 年 3 月 株式会社丹青研究所）」195 ページ上段

¹¹ 別表 3 参照

るための緊急措置として、登録博物館の対象外である施設を法律上規定する必要から設けた経緯があり、そもそも博物館法の目的や定義に照らして、登録博物館と大きく相違する点がないばかりか、国立博物館のように日本の博物館活動のナショナルセンターとして機能している館もあり、今後、基本的には登録博物館と博物館相当施設の2つの制度を維持する理由はないと考えられる。

現在、登録対象となっていない各種博物館についての考察は以下のとおり。

1) 国・独立行政法人立博物館

かつての国立博物館の多くは独立行政法人に移管しており、現在国立の施設で国から博物館相当施設の指定を行っているものは、厚生労働省産業安全技術館（昭和30年指定）のみである。他に類似施設としては全国で127館（平成17年度社会教育調査、以下同様。）存在している。独立行政法人立博物館では、博物館相当施設の指定を受けた館は24館あり、特に東京国立博物館、国立科学博物館等は、日本の博物館のナショナルセンターとして先導的役割を果たしており、全ての登録博物館をリードする存在として、今後、その役割が期待される。

2) 大学博物館等

平成10年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」¹²でも、大学博物館に関して、登録制度の対象とすることが提言されているところであるが、大学博物館等は、大学等における専門的な調査研究の拠点として、また、博物館学等の専門研究領域及び博物館に関わる人材養成の場として、大学等の調査研究の成果を地域住民や地域の博物館に還元する窓口として機能しており、その重要性は益々高まっているところである。また、すでに45館（社会教育課調べ）の大学博物館等が博物館相当施設の指定を受けている。

このため、博物館行政の立場からは、大学博物館等についても、学校教育法や国立大学法人法等との関係にも留意しつつ、博物館登録制度の対象に位置づける方向で引き続き検討する。

3) 地方公共団体の長が所管する博物館

首長が所管し、地域活性化や公園、観光等の点における役割と同時に、博物館法の定義が満たされているのであれば、当然、登録博物館の対象とするべきである。

なお、平成10年の生涯学習審議会答申は、「今後、教育委員会は施設の所管や設置主体の別なく、博物館に相当する施設については適切に博物館法第29条に基づく指定をしていくことが望まれる。」としており、設置主体の制限が撤廃されれば、多くの地方公共団体の長が所管する博物館相当施設も登録博物館に移行できると考えられる。

¹² 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」（平成10年9月17日 生涯学習審議会答申）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/shougai/toushin/980901.html

4) 私立博物館

営利法人立(株式会社等)博物館

ICOMでは、博物館を「非営利的常設機関(non profit making, permanent institution)」と定義していることから、利潤追求を目的とした法人を対象としていない。

一方で、我が国においては、営利法人が設立した博物館においても教育上の優れた取組を行っている館も少なくなく、博物館相当施設を受けた営利法人立施設も60館を超える(平成18年10月(財)日本博物館協会調査)。また、動物園・水族館は営利法人が設置している割合が高く、それらが環境教育、種の保存といった社会的使命を担って活動している。以上のことなどから、営利法人立の博物館についても、活動の内容に着目し、登録制度の対象として、博物館全体のレベルの維持・向上やその社会的使命を果たしていくよう促していくことは意義があると考えられる。

実際の登録審査に当たっては、博物館の有すべき公共性に鑑み、当該法人の博物館部門の経理の明白性の確保等についても考慮した上で、引き続き検討する。

個人立博物館

これも前述のICOMの定義に照らすと、特に運営の継続性という点で慎重に検討すべきであるが、一方で貴重なコレクションを個人の意志と努力で収集し、公開している館が多数存在し、博物館相当施設の指定を受けている施設も数館程度存在する。

基本的には個人の所有物であっても優れたコレクションは一定の要件のもとに博物館として公開することを促進すべきであると考えられることや、来館者の教育・学習支援という点で努力や工夫を積み重ねている館もあり、一概に登録制度の対象からは除外すべきではなく、具体的な審査基準の適合性において判断すべきであり、引き続き検討する。

また、上記に挙げたもの以外にも、NPO法人や社会福祉法人等が設置する館が少数ながら存在する。今後も関係法制度により上記以外の新しい博物館の設置形態も想定されるが、基本的には、博物館設置主体のいかに係わらず、当該博物館の教育や学習支援機能を高めていく点を重視し、登録博物館としての適格性は登録審査の過程で判断すべきであると考えられることから、登録制度の対象を設置主体により限定しない方向で検討することが望ましい。

なお、これらの新しく加わる登録博物館が受けるべき税制上の優遇措置等のメリットについては、個々の博物館の特性に応じて検討されるべきである。

(4) 新しい登録基準の骨格

1) 基本的考え方

第3章2(2)の4つのポイントに基づき、館の特性に応じたきめ細かな審査ができるような基準を用意することが必要であり、

すべての館に適用する共通の基準(共通基準)

加えて、動物園や水族館においては、生物を資料として取り扱うことから、育

成等他の博物館にはない機能が必要であるように、館種や設置目的等の違いに配慮した特別な基準(特定基準)の双方が必要であると考えられる。

共通基準のレベルの考え方としては、以下の点を踏まえて作成されるべきである。現行制度における登録博物館の基準を基礎として、後述するようなきめ細かな基準の適用を検討し、当該基準を満たす博物館相当施設及び博物館類似施設ができるだけ多く、登録博物館となり、登録を受けることをスタート点として、今後一層の質の向上を図れるような制度設計とする必要がある。このため、共通基準は定期的に見直しを行い、段階的に引き上げる等、そのレベルの向上を図ることも考えられる。

小規模館であっても新しい登録制度の対象となるよう、規模にかかわらず、博物館として満たさなければならない基準を示すことが望ましい。

共通の基準を定めることで、博物館の多様性を奪うものであってはならず、各博物館が各館の使命・目的に応じて目標とすべき博物館像を設定し、それに向けた努力を後押しできるような基準とすることが望ましい。

2) 基準の内容

本検討会議では、基準の骨格に関する考え方について、(財)日本博物館協会がとりまとめた「博物館の望ましい姿」¹³が提示する、以下の3点を基本としつつ検討を行った。

経営(マネージメント)

博物館の最も基本の部分である「博物館が何のために存在しているのか」という、社会的使命を明確にして、その使命を達成するための計画を立て、事業を行い、その達成状況を確認、人々の要望や意見、社会的な要請を反映させながら次の計画につなげていくという、一連の機能を持っているか確認することが必要である。これは、計画と計画に対する資源の投入、結果評価の適切性が担保されていることを確認するものである。

資料(コレクション)

博物館は、自然や人間の営みの証拠となる資料を基盤として、調査研究を行い、その価値を多角的に探求し人類共通の価値として貯え、次世代に記録し伝えるとともに、その価値を今の社会に対して明らかにしていくことが活動の基本であり、その機能が確保されているか確認することが必要である。

また、価値ある資料は当然のこと、価値の未確定な資料についても将来の研究等のために次世代に伝えていく活動も重要な観点である。さらに、資料については実物資料だけにとどまらず、教育、学習支援機関としての博物館の機能を高めるために必要な資料も積極的に導入すべきである。

交流(コミュニケーション)

博物館は資料収集と調査研究の成果を、展示をはじめとする人々との対話や様

¹³ 平成14年度文部科学省委託事業「博物館の望ましい姿」(平成15年3月 財団法人日本博物館協会)

々なサービスを通じて国民の学習活動に還元していくことが必要であり、その際は施設と利用者という関係を超えた幅広いコミュニケーションを図り、人々に支えられる博物館かどうかという観点が必要である。そのような取組によって、学校、家庭及び地域の連携の中核になる等、地域の活性化の役割も一層促進することができる。

4) 審査項目

上記、3)「基準の内容」を基礎として、さらに、経営責任・館長・職員、倫理規定、利用者・地域、展示、教育普及、学芸員その他の職員、調査研究、資料・コレクション、財務・施設等の観点から、より具体的な基準を検討していく必要がある。

加えて、上記の基準を考えるに際しては、登録博物館として活動していくために必要な他制度との連動など、博物館が積極的に登録制度を活用し得るための環境整備等について配慮すべきである。(例えば、動物園の登録基準を考えるに際しては、学習支援の点ばかりではなく、動物愛護や希少動物の保護といった観点を加えるなどが考えられる。)

(5) 登録審査機関

現在、都道府県教育委員会(博物館相当施設の指定については、一部文部科学大臣)が担っている登録審査体制については、上記のような登録基準の運用について、多種多様な博物館の登録を適切に審査するため、より一層の強化、拡充の必要があると考えられる。

前述の第3章2(1)「新しい登録制度の意義」のとおり、博物館登録制度をできるだけ博物館関係者が自主的に支える制度にしていくとの視点からは、単に規制的な視点だけでなく、その審査結果が博物館の当事者に支持され、尊重される形になるよう、登録制度を運用することとし、法律や行政はそれを支える制度とすることも考えられる。このため、博物館や資料、学習支援の専門家の協力を得て審査を行う方法についても検討する必要がある。

また、後述するような、更新性や名称独占を制度化するのであれば、行政に過重な負担を担わせることを避けるとともに、地域の特色や独自性を発揮しつつ、できるだけ地域差による不公平が生じないような工夫も必要である。

従って、登録制度の見直しに当たっては、登録審査にこのような専門家からなる第三者機関が参画することについて、引き続き具体的な検討を行う必要がある。

(6) 更新制について

活動内容を含めた審査を行う場合、施設・設備と比較して、ほとんどの館で内容は一定年を経れば変化することが予想され、継続的に基準を満たしているかどうかを確認することが望ましい。また、国民が博物館に期待する内容も時代によって変化することから、適切に基準を見直したうえで、審査を行うことにより活動を活性化していくことも必要である。そのため、一定の年数、例えば5年毎(博物館を設置する独立行

政法人の中期目標期間はおおむね5年となっている)に更新し、質の向上と博物館の活性化を図ることが望ましい。

なお、前述の各都道府県に対して行ったアンケート調査でも、「登録博物館の定期的な状況確認・指導が必要である」との回答が、47都道府県中25(53.2%)であった。公立博物館においては、指定管理者の導入により、一定期間毎に博物館の管理・運営の主体が入れ替わる場合もあることから、更新制とすることで、指定管理者に対して、登録博物館としての一定の機能維持の確保を促す手段として、各地方公共団体が活用することも可能と考えられる。

(7)「登録博物館」の名称独占

前述のとおり、新しい博物館登録制度は、登録を受けた博物館が不断に質の向上に努めている館であることを社会に説明し、社会的信用を得られる制度として、博物館や博物館の設置者にインセンティブが働くようにするとともに、国民が一定基準を満たす博物館の情報を正確かつ容易に知ることができるよう、他の施設と区別して、登録を受けた博物館に対しては、「登録博物館」等の名称独占を与えることも必要であると考えられる。また、そのためにも、国公私立の有数の博物館が幅広く本制度に参加することで、中小博物館も含めた、我が国博物館全体の制度参加を促す必要がある。

さらに、登録博物館が享受する税制上の優遇措置を始めとする諸制度についても、制度参加を積極的に促す上で重要であり、さらなる検討が必要である。

(8)制度の名称

これまで、本制度については、現在の登録制度を前提に考えてきたが、本制度は参加する博物館に目標と指針を与えるとともに、利用者に対して当該博物館が一定の要件を備えた優れた博物館であることを証明する意味を持つ。その意味で、「登録」という名称は、上記のような制度の性格、趣旨を、国民に対して容易に分かるように示したものとは言い難く、また、前述のとおり、第三者機関が審査に参画する可能性があることを勘案すれば、「認定制度」「認証制度」等、制度の趣旨がよりの確に表現できる名称について、その法的意味合いと併せて検討するべきである。

(9)博物館評価について

博物館登録制度は、上述のとおり博物館としての最低基準を満たしているかどうかを確認する制度であるが、それを一歩進めて、今後、博物館の望ましい在り方について利用者や博物館、設置者の理解がさらに深まる場合は、博物館側の自主的な取組として、より望ましい博物館を創造していくための手段として、今後、博物館評価制度を導入することについて検討を深めることが望ましく、上記、第三者機関に関する諸課題と併せて検討することが望ましい。

第4章 学芸員¹⁴制度の在り方について

1 現状における問題点

(1) 学芸員制度の現状

博物館が社会の変化に的確に対応し、生涯学習の拠点としての教育機能や地域貢献の役割等をさらに充実させるためには、学芸員の役割や専門性を時代の要請に応じて捉え直し、これに応じた養成制度を構築することが不可欠である。

制度の現状を概観すると、学芸員資格を得るには、大学での養成科目の取得、試験認定、無試験認定、講習による資格取得がある。このなかで大学において養成科目を取得する者が有資格者の99%を占める。¹⁵大学で修得すべき博物館に関する科目は、8科目12単位で、この科目と単位数は、他の社会教育関係の資格である司書(14科目20単位)、社会教育主事(4科目24単位)と比べて科目数・単位数とも少ない。

また、現在、二百数十余の大学が学芸員養成課程を持ち、年間で約1万人の学生が学芸員有資格者になっている(平成13年度9,533人(社会教育課調べ))が、常勤の学芸系職員の採用者数は全国2,100館を対象にした調査結果によると400人程度であると推定される(1館あたり平均採用人数0.2人)¹⁶。また、1年のうち常勤・非常勤いずれの新規職員採用も実施していない博物館は全体の7割近くにのぼる。

(2) 学芸員制度の問題点

1) 学芸員養成における問題点

時代に応じた博物館の充実が期待される一方で、博物館の専門職員を養成するための制度が必ずしも機能していないとの指摘がある。

調査によると全国の博物館長の38.3%、博物館設置者の43.7%は大学における養成課程のカリキュラムの改善・充実を課題に挙げている¹⁷。具体的には、

資格そのものの取得が比較的容易であること

各大学の養成内容に差があること(単位数、実習期間等)

博物館実務の基本的な知識・実践技術を十分に身につけていないこと

現代のニーズに応じた高度化・専門化が必要であること

等が指摘されている。

また、学芸員養成を担う教員・学識者からも、現行制度の法定科目では現代社会の変化に対応できないとの指摘があるほか、博物館実習についても、大学の指導体制及び実習の受入先の博物館によって差があり、理論と実践が結び付いた教育内容として一定の水準を確保することが困難であるとの指摘もある。

さらに、養成に関わる当事者だけでなく、博物館利用者、地域側からも問題点が指

¹⁴ 法律上の「学芸員」とは、学芸員有資格者のうち登録博物館で専門的な業務に従事する者である。相当施設、あるいはいわゆる類似施設で専門的な業務に従事する学芸員有資格者は、法律上の学芸員ではない。

¹⁵ 制度内容については、ページ「学芸員の資格取得について」(概要)を参照

¹⁶ 出典：「博物館制度の実態に関する調査研究報告書(平成18年3月 丹青研究所)」の基礎データより算出

¹⁷ 出典：「博物館制度の実態に関する調査研究報告書(平成18年3月 丹青研究所)」

摘されている。近年の学習者の意識調査¹⁸によれば、「学習を支える専門的職員等に期待すること」として、「豊富な専門知識」、「気軽に学習相談ができる」、「問い合わせ等の柔軟な対応」等、学習者との接点に関することについての期待が高くなっている。これに対し、利用者全体の約3割から4割が学芸員に対し、「学習相談に応じること」（36.4%）、「コミュニケーション能力」（43.4%）が不足していると回答しており、今後、利用者との対話をより重視し、地域住民・地域社会へのサービスという視点で学芸員が身につけるべき専門性及び養成内容の見直しが求められる。

2) 現職学芸員の継続的な能力の向上

学芸員養成に多様な専門性が求められる中、1館当たりの専任学芸員は平均2.7人と決して多いとは言えないなど¹⁹、現職の学芸員を取り巻く状況は厳しく、依然として「職員数の不足」（64.7%）や「財務・財政的に恵まれていない」こと（71.2%）が自館の問題点として挙げられている²⁰。繁忙な業務のため、研修に参加できない学芸員も少なくない。

また、現職の学芸員が自館において専門的な資質・能力を向上させるよう継続的に努め、身につけた高度な専門性を全国共通的に評価・証明し、活用に資するようにするための仕組みも整備されていない。

2 学芸員制度の見直し

(1) 見直しの考え方

以上のことから、学芸員が国家資格を有する者として、博物館の現場、ひいては地域に貢献できる高度で実践的な能力を発揮できるよう、学芸員の専門性を踏まえた養成制度となるよう学芸員制度の見直しが必要であるといえる。

また、現職の学芸員が継続的に能力向上に取り組みやすくなる環境づくり、あるいは仕組みを整備することも必要であると考えられる。

このため、今後の学芸員制度の見直しを行なうに当たっては、

現代における学芸員の専門性及び専門職員としての基礎的資質の養成

現職学芸員の段階的な専門的資質・能力の向上

のそれぞれの在り方を検討する必要がある。

(2) 学芸員に求められる専門性

現代において学芸員に求められる専門性とは、博物館の設置目的や設置主体、職員体制・経験年数・館種等により主軸となるものは異なるものの、博物館の基本的な機能に対応して、

展示資料に関する収集・保管・展示等の基本的な実践技術を有すること

¹⁸ 出典：平成17年度文部科学省委託事業「学習活動やスポーツ、文化活動等に係るニーズと社会教育施設等に関する調査報告書（平成18年3月 財団法人日本経済研究所）」

¹⁹ 出典：「平成17年度社会教育調査（文部科学省）」（当該データは、登録博物館及び博物館相当施設の1館当たり専任学芸員数。なお、相当施設の学芸員数には調査上、学芸員（職名）として勤務している者等が計上されている。）

²⁰ 出典：「博物館総合調査報告書（平成17年3月 財団法人日本博物館協会）」

資料及びその専門分野における研究者として、必要な知識及び高度な研究能力を有すること

資料等を介して、あるいは来館者との直接的な対話等において高いコミュニケーション能力を有し、地域課題の解決に寄与する教育活動等を展開できること

住民ニーズの的確な把握と住民参画の促進、これに応える事業等の企画・立案から評価、改善まで、一連の博物館活動をマネジメントできる能力を備えていること等であると考えられる。

(3) 専門職員としての基礎的資質の養成

博物館の基本的な機能に即した専門性を養成し、博物館の専門職員としての基礎力を形成するには、現行の養成の在り方を踏まえた上で、以下のような過程が必要であると考えられる。

1) 専門分野での研究能力の養成

博物館で専門的な業務を担う際の基礎となる研究能力を養成する必要がある。その専門性は、主に資料（コレクション）及びその専門分野に関することと考えられる。例えば、美術館であれば美術史、美術制作、歴史系博物館であれば、考古学、文献史学、民俗学、自然史博物館であれば、生物学、地学といったように資料に直接かかわる専門性である。また資料の管理・保存に関しては、情報学や保存科学といった資料の取扱いに関する専門性となる。

2) 博物館に関する科目の体系的な学修

専門分野での研究能力を博物館で生かすためには、博物館に関する科目（博物館学、ミュージアムスタディーズ）を体系的に学修する必要がある。それによって、一般的な学問上の研究能力が、学芸員としての専門能力として発揮できる基礎となる。学芸員を養成する全ての大学は、将来、博物館において貴重かつ重要な資料を扱う職業人を養成する場として、厳格な指導体制のもと、展示資料に関する収集・保管・展示等の基本的な知識及び資料の活用に関する教育や学習支援活動などの実践技術の習得を徹底させることは今後も強く求められるところである。

また、現代において求められる学芸員の役割が多様化・高度化していることに対しても、以下のとおり所要の改善が必要である。

教育活動への対応

これまで考察してきたように、博物館における教育や学習支援の機能は、今後、より中核的な機能として位置付ける必要があると考えられるが、学芸員が学習者を支援するために必要な知識としては、現行科目では博物館における教育普及活動の意義や方法についての学習が、博物館経営論（1単位）の学習範囲の1テーマに含められているに過ぎず、十分とはいえない。学習者への情報提供・学習相談、啓発活動の方法等も含め、博物館における教育をより重点的に養成内容に位置づけることも必要である。

交流（コミュニケーション）への対応

博物館が地域社会との関係の構築、教育普及活動の充実、来館者に対するサービスの充実等を推進する上では、展示等を通じて、来館者とのコミュニケーションや博物館のメッセージを伝えることが重要となる。そのためには、学芸員のコミュニケーション能力がこれまで以上に求められると考えられ、展示等の理論・手法、プレゼンテーション等に関する知識・技術等を習得できるようなカリキュラム内容の見直しも必要である。

経営（マネジメント）への対応

博物館が利用者あるいは支援者、地域社会等への貢献という観点から自館の使命・計画に基づき、評価・改善できるようマネジメントに係る手法は具体的な職務として、今後より重要であり、博物館の経営・運営に係る知識についても、概論を俯瞰するにとどまらず、現場で適用できる知識という観点から重点的に学習できるよう単位数の拡充が求められる。

以上の観点から、新たに求められる知識・技術及び従来から修得が求められていた資料の取扱い等についての基礎的な技術を修得するためには、博物館に関する基礎科目の修得、実践で学ぶ博物館実習についても、これまで以上に大学と博物館の連携・協力を緊密にし、その内容を充実するために単位数を拡充することが求められる。

3) 学芸員資格改善のための方策 - 実務経験もしくは大学院での専門課程での養成 実務経験の導入

現行の養成カリキュラム内容を充実させることも重要であるが、大学における学芸員の養成は、博物館の基礎的科目を修得することに主眼を置いており、学芸員にとってさらに必要となる専門性は博物館における実務の中で培われてきたと考えられる。各博物館が対象とする資料は、館種によりその内容・性質・取扱等が大きく異なり、必要とされる専門性についても同様に異なることから、それらは大学の学芸員養成課程でのみ身につけられるものばかりではなく、博物館資料に関するより高度な専門知識、専門分野における体系的・実践的な研究経験、来館者や地域社会との関わりにより、博物館の現場で培われる能力も含まれる。このように様々な館種が存在する博物館の特色上、一定期間の実務経験が求められる。

大学院における専門課程

現状でも研究能力へのニーズは高く、全国の学芸系職員の32%は修士号以上を取得しているとされ、修士課程における履修を経た後に学芸員という職業を選択する学生が増えてきている。また、博物館制度の実態調査²¹では「新任の学芸系職員に期待される資質・能力」としても「資料に関する学術的知識、調査研究(能力)」(32.6%)が最も高く、次いで「資料収集、整理、保存の具体的技術、方法」(20.2%)、「展

²¹出典：「博物館制度の実態に関する調査研究報告書（平成18年3月 丹青研究所）」

示の構成、企画に関する知識、ノウハウ」(17.8%)が挙げられており、新任職員であっても、研究能力と実践的な技術を兼ね備えた能力を有することが求められている。

ICOM(国際博物館会議)の一組織であるICTOP(人材育成国際会議)が提示する「博物館専門能力の開発のためのICOM教育課程のガイドライン」では博物館で働く者全てに求められる知識とスキルとして「一般能力」と「博物館学の能力」を中心に5種類の体系を示しているが、「一般能力」としてもコミュニケーションスキル、評価手法、財政管理、情報技術、プロジェクト管理等幅広く、博物館実務の具体的内容や職責についての知識等、求められる知識は職責を伴う実務経験から得られる内容等、職務との関わりが深い。

あるいは、実践的な内容を含む高度な養成課程の先進事例として、欧米諸国における博物館職員養成の実情をみると、アメリカ、カナダ、イギリスでは博物館職員は一般的に修士課程に設けられるミュージアムスタディーズを修了していることが求められている。大学において基礎となる美術史、考古学、歴史学等の専門分野を学んでいることが修士課程の入学条件であり、大学院では現役のキュレーター等の講師陣のもと、博物館が所蔵する資料や展示、教育普及活動や博物館の管理運営を2年以上かけて学んでいる。ミュージアムスタディーズは博物館と連携して実務を伴うプログラムを提供することが多く、インターン制度も充実している。又は博物館が育成プログラムを提供する場合もあり、実践的な内容から現職者の受け入れも多い。フランスのように2年の専門職養成機関において、3種類30週間の実習を課して養成される場合もあり、養成段階で実践的な能力と高度な研究能力を身につけることが必要とされている。

(4) 学芸員の養成と資格の在り方

これまで述べてきた学芸員が身につけるべき専門性は、一時期の学習や修練によって身につくものばかりではなく、その専門性を身につけるのにふさわしい場や機会を整備し、自らの不断の努力により継続的・段階的に向上させていくべきものである。

従って、学芸員の養成は、以下の「1)」から「3)」に挙げる段階に応じた役割を明確にし、資格の在り方を考えることが適当である。

1) 大学での基礎課程

大学の課程においては、博物館の業務を遂行するために最低限必要な、博物館学に関する基礎的で体系的な理論、収集・保管・展示・教育普及等の博物館活動を実施する際に必要な基礎的な理論と技術・実務経験、自らの専門分野に関する調査研究の手法及び基礎的な研究能力、さらには、博物館と地域との関係や博物館の経営に関する基礎的な知識を身につけることにより学芸員となる基礎資格を付与する。

今後、大学における「博物館に関する科目」を、学芸員の専門性の礎となるような博物館職員に必要な基礎課程と位置付け、科目編成や単位数についての見直し、学芸業務を遂行するために最低限必要とされる知識・技術を明確にするとともに、新たな科目編成・内容とする場合は各大学がカリキュラムを編成する際に参考となるモデル・カ

リキュラムを示すことが必要である。特に、実習の実態については、その扱いが大学や受入先の博物館によりかなり差があり、参考となる実習内容の例を示す必要がある。

大学での所定の単位履修者に与えられる「基礎資格」とは、博物館職員としての基礎的な素養を身に付けた者であるが、「一定の実務経験を有した後、学芸員となれる者」（条件付学芸員資格）、もしくは次に述べる学芸員資格認定審査の受験資格とする事などが考えられ、今後、関係者等の意見も踏まえつつ具体的な制度設計についての検討が必要である。

2) 実務経験もしくは大学院での専門課程 専門職員の養成

博物館の専門職員としての学芸員資格は、これまで述べてきたように、高度な研究能力や現場で培われる実践的な能力をより重視する方向で見直しを検討することが求められる。具体的には、上記の大学等における「博物館に関する科目」の修得（現行資格に該当）の後、以下の要件を課すことで、博物館専門職員としての学芸員の資格を付与することが適当である。

博物館における一定年数（例；登録博物館1～2年）の実務経験を資格要件とする。ただし、「博物館における一定年数の実務経験」については、具体的に携わるべき職務内容や指針、到達すべき目標を明示することが必要であり、当該職務は博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務等、館種を問わず博物館に共通する基本的職務とすることが必要である。

また、博物館が提供するインターン制度による経験等も要件として含めるような運用方法も考えられる。いずれにしても、実務経験を資格要件とする場合には、求められる基本的職務のガイドラインの策定、それを実施するための方略の策定、博物館における受入体制の拡充、指導体制の構築等を引き続き検討することが必要である。

さらに、実務経験を具体的な資格要件とする上では、資格取得希望者が積んだ実務経験を審査あるいは確認することも必要である。例えば、資格取得希望者は、実務経験の内容・実績報告書及び従事した博物館館長名による職務内容証明書を国又は審査・確認を受託する第三者機関に提出して審査・確認を受けることにより、学芸員資格の信頼性・汎用性を担保することも考えられる。その際に、実務経験に応じた専門分野を明示することなども考えられるが、これらの審査にあたっての具体的な内容・方法、審査機関等の在り方等については引き続き検討が必要である。

上記の見直しの方向性は現行資格の制度内容と大きく異なることから実現可能性を十分検討する必要がある。特に、1～2年の実務経験等を要件化した場合に、そのような期間、希望者を教育的配慮の下に受け入れられる体制を整備できる博物館は必ずしも多くない可能性もあることから、受入体制の確保とともに指導体制を充実するための具体的方策の検討が必要である。

大学院における博物館学及び博物館資料等に関する専門的な科目（インターン経験等実践的な学修を含む）の学修及び専門分野の修士課程以上修了（又は修士相当の

論文・経験・実績修了)を資格要件とする。ただし、これについては、引き続き以下の事項について検討が必要である。

大学院における博物館学及び博物館資料等に関する専門的な科目は、大学院において専攻する各分野の研究成果を、収集・保存、展示、教育普及等の具体的な博物館活動として展開できる知識・技術を身に付けられる内容とすることが重要である。自ら専攻する分野に関する基礎的な研究能力と体系的な博物館学に関する理論、博物館活動を実施するために必要な技術を修得するためには、大学院と博物館が連携してカリキュラムを構成することが効果的である。現在でも、学芸員資格取得者等を対象にした応用演習をカリキュラムに含める大学院や、大学院生を対象に博物館で実務経験に参画できるインターン制度を開始している博物館も見られる。複数の大学院や博物館が連携して各々の教育資源を有機的に活用してカリキュラムを編成し、課程又は所定の科目群を既存の研究科に開講できるようにすること等も考えられる。修了者については、学芸員資格認定審査を免除し、大学が資格を付与できるようにすることも考えられる。このような体制による資格付与制度を整備するためには、学芸員養成に意欲のある大学院の実態も踏まえて、大学院における学芸員養成の具体的な仕組みを検討するとともに、今後、各大学院の参考となるモデル・カリキュラムを示すことが必要である。

いずれにしても、この制度が継続可能で実効あるものにするための具体的な制度設計、現行制度で資格を取得した者の扱い、移行措置等の具体的な内容については関係者からの意見も踏まえつつ今後さらなる検討が必要である。

なお、現行制度同様、学歴や職歴にとらわれず、幅広い人材が学芸員資格を習得できるよう、上記の資格要件の弾力的な運用について留意すべきである。近年、海外の大学院等でミュージアムスタディーズを学修し、また海外の博物館において実務経験を積む者も増えており、多様な人材を確保するためにも、そうした実績に配慮することが求められる。

3) 現職学芸員の段階的な専門的資質・能力の向上 - 上位資格の創設 -

博物館においてさらに経験を積み、専門分野の研究業績に加え、周辺領域の研究業績やその成果を活かした先進的な展示や教育普及活動の開発、博物館の経営や展示・教育普及活動等に対して評価・改善する能力等、博物館運営全体を見据えながら、博物館の活動全体を牽引し、活性化する指導的な学芸員に対して、さらに上位の資格を付与することなどが考えられる。

上級資格の創設

現職学芸員の高度な専門性を評価する仕組みづくりの具体的方策としては、平成8年4月生涯学習審議会社会教育分科審議会報告(「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策等について(報告)」)において、「専門学芸員」あるいは「上級学芸員」として専門分野を明確に付記した名称付与制度の創設の必要性が提言されているが、整備されていない現状にある。現職の学芸員が専門的な資質・能力を向上させるよう継続的に努め、身につけた高度な専門性を評価し積極的に活用できるよう認証される仕組みづくりについて、具体的な方策を検討・実現すべき時期に来ている。

上級学芸員資格は、博物館に一定期間以上勤務し、収集・保管、展示、調査研究、教育普及等の博物館活動に関して一定以上の実績を上げ、高度で専門的な能力・技術を有することに加え、館の学芸業務全般にわたる運営・管理、評価、改善及び学芸員に対する指導ができる能力・経験等の高度な専門性を評価するものである。これにより、学芸員の高度な能力を汎用的に証明しやすくなるとともに、継続的に資質向上を図る指針や動機づけ等になり、他の博物館、大学との人事交流や連携協力の促進、博物館の説明責任に係る信頼性の向上等に資すると考えられる。

一方、活動が専門分化した博物館においては、各々の専門分野に応じた分業も必要となるが、専門性の区分については、資格を制度化する国、専門職員を養成する大学や学協会等、館の特性に応じて採用する博物館などにおいて、それぞれの役割・責任があり、これらについても考慮する必要がある。

これらを踏まえ、上級学芸員の資格については、新しい学芸員資格の導入状況や博物館登録制度における第三者機関の状況等を勘案しつつ、今後、関係者による具体的な検討が行われることが望ましい。現状における上級資格の考え方を整理したものは別表4のとおりである。

現職研修の体系化

現状では認証制度の前提となる国、都道府県、関係団体等が提供する現職研修²²の機会が学芸員のキャリア形成に対応した体系化を保持しているとは言い難い。国は関係団体・全国大学博物館学講座協議会、あるいは大学・大学院や博物館と連携し、現職者対象の専門あるいは上級学芸員養成コース、現職の学芸員が受講しやすい多様な形態による現職研修等を体系的に再編・整備することが必要である。

第5章 博物館運営に関する諸問題について

1 指定管理者制度等について

公立博物館においては、館種を問わず、指定管理者の導入に関する問題が目下の関心事となっており、(財)日本博物館協会の博物館大会や博物館関係の各種学会においてもこの問題が議論されている。

この問題の焦点は、博物館に経済効率性の原則を適用することへの抵抗感とともに、社会から託された貴重な資料を確実に次世代に継承していくという大きな使命を担う博物館という存在と、一定期間ごとに主体が入れ替わることを前提に制度設計された指定管理者制度が整合するのか、特に学芸機能の継続性への懸念といった点にあると考えられる。

この点について、指定管理者制度が直ちに博物館制度の趣旨と相容れないものではなく、学芸機能の継続性との両立を図る工夫等も取り入れつつ、博物館における指定管理者制度の浸透が模索されており、指定管理者が直轄で運営されていた時代よりも質的な向上を図るべく、努力している館も見受けられるが、今後、様々な事業者、団体が指定管理の業務に参画することが予想され、本来、指定管理者制度は「施設の設置の目的を

²² 別表5参照

効果的に達成するため必要があると認めるとき」(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項)に行われるもので、少なくとも上記のような博物館の重要な使命が損なわれないような運営が確保される必要がある。

特に、博物館においては、資料の保存や調査研究といった外部から見えにくい部分が重要であり、かつ、このような機能は一朝一夕に持てるものではなく日々の地道な積み重ねによって初めて発揮できるものである。

指定管理者の導入や評価に当たっては、経済効率性だけが強調され、このような見えにくい博物館機能の維持という視点が軽視されてはならないと考えられる。

なお、現在、公立博物館については、直轄か指定管理かという二者択一となっているところ、一部の公立博物館に、国の博物館のような独立行政法人化を指向する動きがある。この地方独立行政法人制度については、現在、法律上博物館が対象となっていないが、公立博物館がより効果的な運営を模索していく上で、その選択肢を増やすために、地方独立行政法人及び登録博物館となる途を開くことも、有意義であると考えられる。

さらに、最近、国の独立行政法人の博物館に対して、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の「市場化テスト」の適用が議論となった。

同法は、制定時の附帯決議において、「文化芸術については長期的かつ継続的な視点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、同法の規定する手続きに従いつつ、慎重かつ適切に対応すること」とされているように、国民の財産である資料を、次世代に確実に継承していくという博物館の目的を果たしていくためには、それら収集・保管・展示・教育普及・調査研究業務が長期的かつ継続的な観点に立って安定的に行われる必要があること、また、これらの業務は、個々別々に行われているのではなく各業務が有機的に関連づけられている必要があると考えられる。

なお、そのような場合でも、施設管理業務等、民間委託等によって業務の効率化が図れる部分は、積極的に推進していく必要があることは当然である。

博物館登録制度は、このような博物館の本来の機能維持が困難になりかねない事態が多く懸念される昨今、博物館本来の姿を守っていく上でより重要性を増していると考えられる。

2 公立博物館の原則無料規定の扱いについて

博物館運営の問題の一つに、入館料の問題がある。これに関しては、現行博物館法は、公立博物館の入館料について、やむを得ない事情のある場合を除き、原則無料とする旨(博物館法第 23 条)を定めている。

現在、公立博物館のうち、入館料を有料としているのは、平成 17 年度の社会教育調査によると、登録・相当施設では 663 館中 543 館(82%)、類似施設で 3,296 館中 1,811 館(55%)であり、平成 11 年度調査の登録・相当 79%、類似施設 58%に比べると上昇する傾向にある。特に、登録・相当の博物館では、原則が例外を大きく上回っている状況である。

財政が厳しい中でも、博物館法の趣旨を踏まえて、いまなお入館料を無料としている登録・相当博物館が都道府県立博物館だけでも 17 施設、市区立の博物館でも 94 館もあることは少数派であるとは言え、特筆すべきことであり、博物館法第 23 条の存在意義もあつたと考えられる。一方で、博物館の事業に還元されるのであれば、一定の入館料を

徴収することもやむを得ないとの指摘もある。

なお、「博物館の整備・運営の在り方について」(平成2年6月29日社会教育審議会社会教育施設分科会報告)において、「学校の教育活動の一環として博物館を利用する際には、入館料を無料にすることなども検討が必要」としていること、また、「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準(平成9年3月31日文部省告示)」において「週に1日は児童生徒に対する入館料を無料にすること」と定めている。

これらの点を勘案し、国公立の登録博物館全般の入館料に関する考え方としては、入館料は無料ないしできるだけ低廉な価格に設定することが望ましく、少なくとも児童生徒については、無料とすることが望ましいと考えられる。

3 博物館を支える多様な人材の養成・確保

これまで述べてきたとおり、博物館に期待される役割はこれまで以上に多様化・高度化・専門分化しており、これらの役割を全て学芸員が担うことは、おのずと限界がある。館の内外で博物館活動を支える人材の活躍の場を積極的に開発・提供していくことが重要である。学芸員の専門性を保証するためにも多様な専門的業務を担う常勤職員の確保等の環境整備が求められるが、近年はボランティア等の協力を得て個性的な博物館活動を展開する博物館も見られる。これらの人材を博物館活動の一翼を担うような体制づくりができるマネージメント能力は今後さらに重要となっている。

現行の学芸員養成課程が、「博物館に参画する支援者」を数多く輩出しており、潜在的に博物館を支援する人材は存在しているといえる。現に有資格者がボランティアとして博物館活動に関わり、またボランティア等が自らの技能を磨くために大学の通信講座を通じて学芸員有資格者となり、より博物館に積極的に関わる姿も見られる。

生涯学習の推進の観点からも学芸員有資格者や専門知識を有する人材の育成・活用は重要であり、地域においても幅広くその活動の場が広がるよう整備していくことが必要である。

これらの能力やスキル・意欲を有する人材の育成や活躍できる場の開発等の仕組みを構築するために、例えば、大学における博物館に関する科目を修得した者に一定の資格を授与するとともに、博物館活動への参画を奨励・促進することや博物館関係の学協会や団体による民間資格の奨励も考えられる。あるいは新たな取組として、複数の大学等が既存の学芸員養成課程修了を基礎要件として、これに大学の特色を活かした専門技術を修得する科目群を付加して新たな博物館関係資格を授与することなども考えられる。これらの資格等を第三者機関等が認証し、その活用方策や情報提供など普及に努めることなどが考えられる。

4 博物館倫理について

上記のように様々な知識や技能を持つ人材を確保し、博物館活動に関与できる環境を醸成していくことは、開かれた博物館づくりを目指す博物館界にとっては望ましい姿であるが、ひとたび博物館活動に関与する場合は、博物館の社会的使命を理解し、博物館業務に関する職業行動規範を理解した上で、上記の人材を積極的に受け入れるべきである。

一般の来館者は、博物館職員・ボランティアを問わず、関連資格の技能者・協力者、博物館実習生など区別することなく、「博物館で働く人々」として理解するものであるため、職業人としての「職業行動規範」、一定程度の倫理規範を身につけさせる環境づくりを推進するため、各博物館関係団体による博物館倫理の策定を促すとともに、博物館登録基準への反映、学芸員の養成カリキュラム及び研修についても充実を図ることを検討しておく必要がある。

「卓越と公平」(米)、「共通の富」(英)

「卓越と公平(1991年アメリカ博物館協会理事会で採択された文書)」は、公共サービスと教育こそ博物館存立の基盤であると定義し、博物館の持つ知的厳密性、資料と情報の蓄積による学問的権威(卓越性)の重要性を指摘しつつ、一方でその「卓越」した財産を広く民衆に平等な機会とアクセス可能な方法で提供する機能(公平性)を最も基本的な博物館の役割としたのである。また、「共通の富」(1997年イギリス文化遺産省委嘱報告書)は、博物館に蓄積される卓越した資料と情報を市民共有の財産と位置づけ、博物館はその共有化を具現するため「教育をその存在の基盤とし、教育があらゆる活動の本質となる。としているのである。要約すれば、欧米の現代博物館の目指す方向は、「博物館は公共サービスの機関であり、その中核に「教育」を置く。活動は多様な社会の幅広い層を包摂するものであること」となる。

各種の国際的な博物館の定義について

- 1 ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）「博物館をあらゆる人に解放する最も有効な方法に関する勧告」（昭和35年12月4日総会採択）
 - 1）「博物館」とは、各種方法により、文化評価を有する一群の物品ならびに標本を維持・研究かつ充実することを特にこれらを大衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし、全般的利益のために管理される恒久施設、即ち、美術的・歴史的・科学的及び工芸的収集、植物園、動物園ならびに水族館を意味するものとする。
 - 2） 各国において博物館が経済的又は社会的地位に関係なく、すべての人に利用されるように、あらゆる適切な措置をとること

- 2 ICOM（国際博物館協会）イコム規約（2001年7月6日改訂）

「博物館とは、社会とその発展に貢献するため、人間とその環境に関する物的資料を研究、教育及び楽しみの目的のために、取得、保存、伝達、展示する公開の非営利的常設機関である。」

 - 1） 上記の博物館の定義は、各機関の管理機構の性格、地域の特性、機能構造、又は収集品の傾向によって制限されない。
 - 2） 「博物館」として指定されている機関のほか、次の機関を上記の定義による博物館とみなす。
 - （ ）天然の、及び考古学上、民俗学上の記念物・遺跡、並びに歴史的記念物及び史跡のうち、人間とその環境に関連する物的資料を取得、保存、伝達する博物館的性格を有するもの
 - （ ）植物、動物の生物標本を収集・展示する機関、即ち植物園、動物園、水族館、ビバリウムなど
 - （ ）科学センター及びプラネタリウム
 - （ ）非営利の美術展示ギャラリー
 - （ ）自然保護地
 - （ ）国際単位、国単位、地域単位又は地方単位の博物館団体、本条の定義による博物館を所管する省庁または公的機関
 - （ ）博物館及び博物館学に関する保存、研究、教育、研修、ドキュメンテーションその他の活動を行う非営利の機関又は団体
 - （ ）有形又は無形の遺産資源（生きた遺産及びデジタルの創造活動）を保存、存続及び管理する文化センターその他の施設
 - （ ）諮問委員会に意見を求めた後、執行委員会が部分的若しくは全体的に博物館の特性を備えているもの、又は博物館学研究、教育若しくは研修を通し博物館及

び博物館専門職員を支援しているものとする他の機関

3 イギリス博物館協会「博物館の倫理規定 (Code of Ethics for Museums2002)」

「博物館は、人々が知的刺激や学習、楽しみを目的に、収蔵品を探究できる場所である。博物館は、社会から付託された資料や標本を収集し、保護し、アクセスできるようにする施設である。」

(ただし、イギリスの博物館・図書館・文書館会議 (MLA) が実施する博物館基準認定制度について定めた、「The Accreditation Scheme for Museums in the United Kingdom Accreditation Standard」によると、以下の施設については、認定制度への申請の資格はないとしている。

- ・科学館・プラネタリウム、関連する恒久的なコレクションをもたない自然・考古学遺跡、産業・歴史的建造物、文化財センター
- ・生物標本を展示する施設 (例) 動物園、水族館、植物園
- ・恒久的なコレクションをもたない、一時的な展覧会の会場
- ・記録センター (例) 生物学、環境、考古学遺跡、旧跡
- ・文書保管所、図書館 (音響、映像・写真記録保管所を含む)
- ・インターネットによってのみアクセス可能な資料を持つ施設

4 アメリカ博物館協会「博物館の倫理規定 (Code of Ethics for Museums2000)」

「博物館は、世界の事物を収集、保存し、意味づけて公開することによって、公衆に対して独自の貢献をしている。歴史的に博物館は、意識を増進し、人々の精神を豊にするために、生物、無生物にかかわらず、自然物や人類がつくりだしたあらゆるものを所蔵し利用してきた。今日の博物館が関心を持つ範囲は、人類の想像力を反映したものである。博物館の使命には、収集や保管のみならず、自館の収蔵品や借用品、製作物を用いた展示や教育活動も含まれている。博物館には、公立及び私立をあわせて、人類学や美術史、自然史の博物館、水族館、樹木園、アートセンター、植物園、子ども博物館、史跡、ネイチャーセンター、プラネタリウム、科学館、そして動物園が含まれる。アメリカの博物館界には、収蔵品をもつ機関も、もたない機関も含まれている。各機関の使命はそれぞれ多様であるが、共通しているのは、非営利の組織であるということ、そして、公衆への奉仕に従事していることである。収蔵品、もしくは借用品、製作物は、調査研究や展示、公衆の参加を促すようなその他の諸活動の基本となる。」

5 フランス博物館に関する 2002 年 1 月 4 日の法律第 2002-5 号

第 1 条 「フランス博物館」の呼称は、国、その他の公法上の法人又は非営利の私法人の法人に属する博物館に対して付与することができる。

この法律において、博物館とは、複数の物品から構成され、その保存及び展示が公益性を帯びる恒久的なコレクションであって、公衆の知識、教育及び娯楽を目的に組織されたものをいう。

第2条 フランス博物館は、次に掲げることを恒久的な使命とする。

- 1) コレクションを保存し、修復し、調査し、及びその充実を図ること。
- 2) コレクションをできる限り広く公衆に公開できるようにすること。
- 3) 万人に文化に触れる平等な機会を保障するための教育・普及活動を計画し、かつ実施すること。
- 4) 知識及び研究の向上並びにそれらの普及に寄与すること。

新しい博物館登録制度のメリット例

利用者（若しくは国民、市民）のメリット

- ・学習という観点で優れた（一定基準を満たした）博物館かどうか見極められる。
- ・審査制度により博物館全体の質的向上が図られる。
- ・博物館を支援しようとするスポンサー、寄贈者に指標を与える。

博物館のメリット

- ・ステイタスとしての地位が得られる
- ・博物館の運用改善を図る契機となる。
- ・登録を受けるために課される諸業務を実施する正当性が得られる（設置者への予算や人員確保要求に根拠が得られる）
- ・国民に対して望ましい博物館活動に対し理解を得ることができる。

博物館設置者のメリット

- ・ともすれば見失いがちな博物館運営に一定の指針が与えられる
- ・博物館の質の維持が図られる
- ・地域住民・国民に対する施設設置の説明責任を果たすことができる。

博物館行政主体（国、都道府県）のメリット

- ・国民、住民の博物館に対する関心が高められる。
- ・全国の博物館に対して、一定基準の確保を促すことができ、博物館全体の質の向上とともに、審査主体の違いによるバラつきを抑制できる。

学芸員の高度な専門性を評価する上位資格の創設について

1 趣旨

現職の学芸員が専門的な資質・能力を向上させるよう継続的に努め、身につけた高度な専門性や能力を汎用的に評価・証明し、他博物館との人事交流や連携協力の促進等に積極的に活用できるようなシステムを作り、博物館活動に関する専門性に加え、博物館運営全体を見据え、博物館活動全体を牽引し活性化する指導者的な人材を養成・確保する仕組みを構築することが必要である。

このため、博物館に一定期間以上勤務し、収集・保管、展示、調査研究、教育普及等に関して実績を上げ、高度で専門的な能力・技術を有するとともに、学芸業務に関する管理・運営、評価、改善及び学芸員に対する指導ができる能力・経験を有する学芸員に対し、その専門性を評価する資格を付与する制度を創設するものである。

2 実施についての基本的事項

(1) 実施機関

博物館の評価等を実施する第三者機関

(2) 評価の対象

学芸員の専門分野に対応した「高度で専門的な能力・技術」とともに博物館活動全般を管理できる「総合力」を評価の対象とする。

(3) 資格の名称

「上級学芸員」(仮称)とする。

なお、その専門分野が明確となるよう、館種に関する分野(例:「美術」「歴史」「自然史」「理工」「動物」「水族」等)あるいはまた、博物館機能に関する分野(例:「教育普及」「情報管理」「保存・修復」「経営」等)の名称を付記する。

(4) 評価の方法

実施機関の審査により資格を付与する。

申請要件

- ア 学芸員の有資格者で一定年数(例えば 7 年)以上の博物館における実務経験があること
- イ 博物館において、収集・保管、展示、調査研究、教育普及等において、一定以上の業績を有していること
- ウ 原則として所属する博物館の長の推薦があること

審査

実施機関に審査委員会を設置し、それぞれの専門分野ごとに博物館活動に関する業績等について論文等に基づき審査を行い、合否を決定し、申請者及び所属館長に通知する。

(5) その他

実施機関は上級学芸員(仮称)の名簿を備え、有資格者を名簿に登載する。

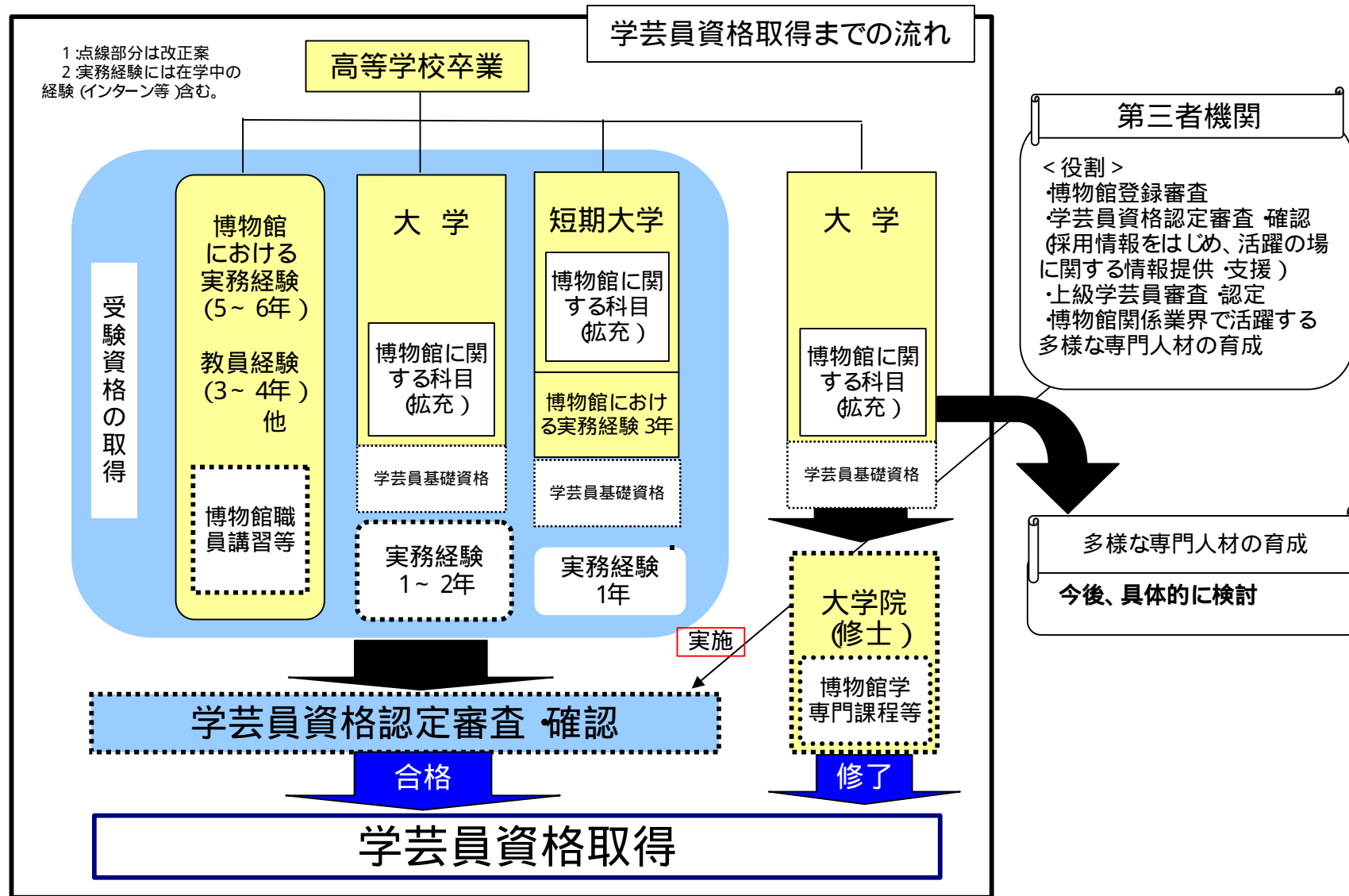
博物館職員の研修事業

博物館関係職員の専門的な資質の向上に資するため、関係機関等の協力の下に次のような全国的研修を実施している。

研修名	主催者	対象	研修内容等
博物館職員講習	文部科学省 国立教育 政策研究所	博物館に勤務する者 50名	博物館等に勤務する職員の学芸員資格取得に資するとともに資質向上を図る。
学芸員等在外派遣研修	文部科学省	博物館の学芸員等専門職員 6名程度	博物館活動の一層の充実を図るため、博物館等に勤務する学芸員等専門職員を長期間、海外の博物館に派遣し、専門的な知識・技術を習得する研修機会を提供する。
学芸員専門研修アドバンスト・コース	独立行政法人 国立科学博物館 全国科学博物館協議会	自然科学系博物館等の学芸員等専門職員で原則として勤務経験3年以上の者 30名	自然科学系博物館等に勤務する中堅学芸員を対象に、一層の資質向上を目的として高度な内容の研修を行う。
学芸員専修コース	東京大学総合 研究博物館	博物館、美術館等の学芸員専門職員 20名程度	各年度毎テーマを設定し、大学における先端的研究の理論、方法、成果を紹介し、学芸員等に対する高度な内容の学際的研修を行い、企画、研究等に関する多面的能力を高めるとともに、新たな博物館像を探る
埋蔵文化財発掘技術者研修	奈良文化財研究所埋蔵文化センター	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等	遺跡の発掘調査、遺物の保存処理等に必要となる専門的知識技術の研修を行う。一般・専門研修の2区分からなる。計13課程。

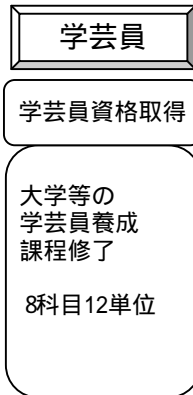
歴史民俗資料館等 専門職員研修会	文化庁 大学共同利用 機関法人人間 文化研究機構 国立歴史民俗 博物館	歴史民俗資料館等で資 料の保存活用にあたる 専門職員で、原則として 勤務経験5年未満の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料 等の調査、収集・保存、公開等 に必要な専門的研修を行う。
美術館を活用した 鑑賞教育の充実の ための指導者研修	文部科学省 文化庁（財） 独立行政法 人国立美術 館	全国の美術館学芸員 （30～40名程度） 等	美術館を活用して、鑑賞教育や 教育普及事業の実践にあたる 人材を育成するため、全国の美 術館の学芸員、小・中学校の教 員、指導主事等が一堂に会し、 研究討議等を通して研修を行 う。
指定文化財（美術工 芸品）企画・展示セ ミナー	文化庁	指定文化財（美術工芸品 ）を公開する博物館等の 学芸担当者 25名程度×2会場	有形文化財（美術工芸品）に関 する専門的知識・技能の研修を 行う。
博物館・美術館等の 保存担当学芸員研 修	東京文化財研 究所	国公立博物館・美術館 等の学芸員で保存部門 の担当者 25名程度	文化財保存に関する基礎的な 知識及び技術についての講義 ・実習を行う。

学芸員資格見直しのイメージ (素案)

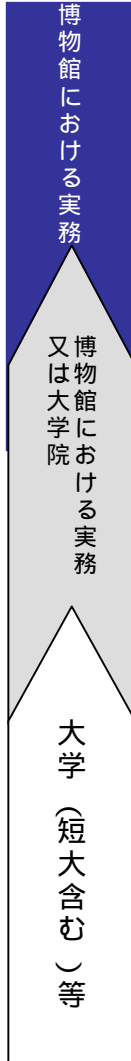


新しい学芸員制度のキャリアパスのイメージ (たたき台) (大学卒学芸員の場合)

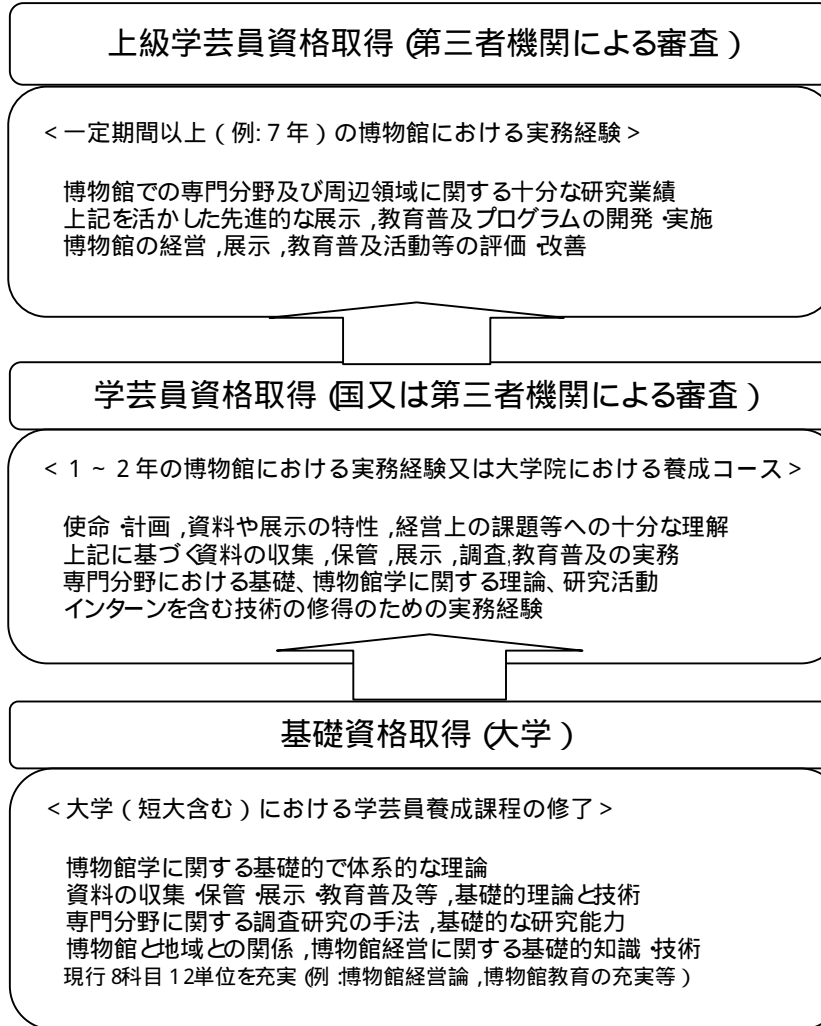
【現行制度】



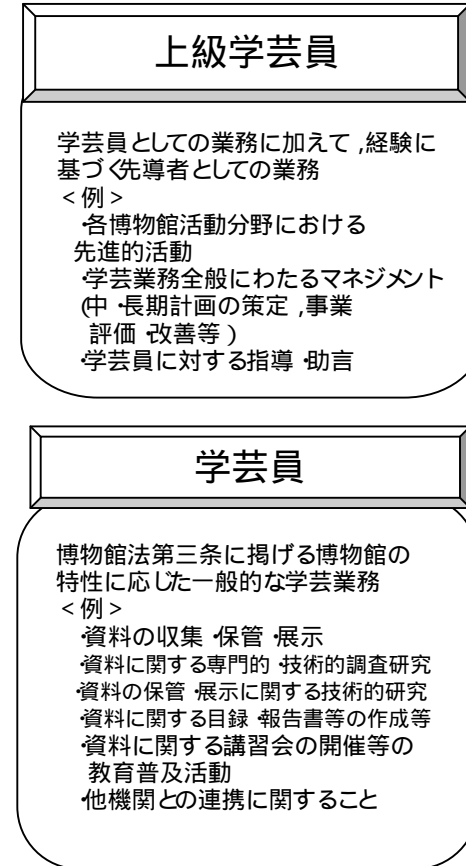
【養成現場】



【養成内容等】



【業務・役割】



学芸員の養成について

学芸員の現状

登録 相当博物館の学芸員数 : 3,827人
 博物館類似施設の学芸員数 : 2,397人
 平成 17年度社会教育調査 (文部科学省)

高等学校卒業

10年以上
の実務経験

大学において
博物館に関する
科目に関し、2年以上
教授等の職
にあった者

修士や博士の
学位、又は専門職
学位を有する方

学芸員資格認定試験 (無試験認定)
書類等による業績審査

高等学校卒業

5年以上の
実務経験

教育職員の
普通免許状
+
3年以上の教育
職員の
実務経験

短大卒業等
(1)
+
3年以上の
実務経験

大学卒業

学芸員資格認定試験 (筆記試験)
文部科学省が主催し、例年 11月中旬に都内で実施

1 大学に2年以上
在学し、62単位以上を
修得した者

高等学校卒業

短大卒業等
(2)

博物館に関する
科目の単位
修得

大学卒業

博物館に関する
科目の単位
修得

3年以上の実
務経験

2 大学に
2年以上在学
し、博物館に
関する科目
の単位を含
めて62単位
以上を修得し
た者

学芸員資格取得

学芸員資格認定試験 (無試験認定) の受験者データ

【平成 17年度】
 受験申込者 : 81人
 受験合格者 : 41人
 受験合格率 : 50.6%

学芸員資格認定試験 (筆記試験) の受験者データ

【平成 17年度】
 受験申込者 (のべ人数) : 302人
 受験合格者 (のべ人数) : 107人
 受験合格率 : 35.4%

学芸員課程開講大学

(平成 18年 4月現在) 計 316校
 【大学】 287校
 【短大】 29校

学芸員資格取得者数

(平成 12年度) 計 9,533人
 大学 : 9,097人
 短大 : 436人
 《社会教育課の調査》

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」設置要綱

生涯学習政策局決定
平成18年9月29日

1 趣旨

博物館は、生涯学習や地域づくりの拠点として様々な活動を通じて教育、文化の発展に寄与してきたところである。今日、人々の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応し、さらに積極的な役割を果たすことが博物館に期待されており、今後、望ましい博物館の在り方を探るとともに、それを実現するための条件整備等を推進する必要がある。

このため、博物館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における博物館の在り方について調査・検討を行う「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」（以下「協力者会議」という。）を設ける。

2 調査研究事項

- (1) 博物館法の博物館について
- (2) 博物館登録制度の在り方等、博物館評価について
- (3) 学芸員資格制度の在り方について
- (4) その他

3 実施方法

別紙の者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行うものとする。

なお、必要に応じ協力者会議の下にワーキンググループを設置するほか、協力者会議の委員以外の者の協力を得ることができるものとする。

4 実施期間

平成18年9月29日から平成19年3月31日までとする。

5 その他

この検討会の庶務は、文化庁文化財部美術学芸課との連携の下、生涯学習政策局社会教育課において処理する。

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」委員

佐々木秀彦 財団法人東京都歴史文化財団事務局総務課企画広報係次席

鷹野光行 お茶の水女子大学文教育学部教授

高安礼士 千葉県総合教育センター科学技術教育部長

中川志郎 ミュージアムパーク茨城県自然博物館名誉館長

名兎耶 明 財団法人五島美術館学芸部長

水嶋英治 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科教授

主査

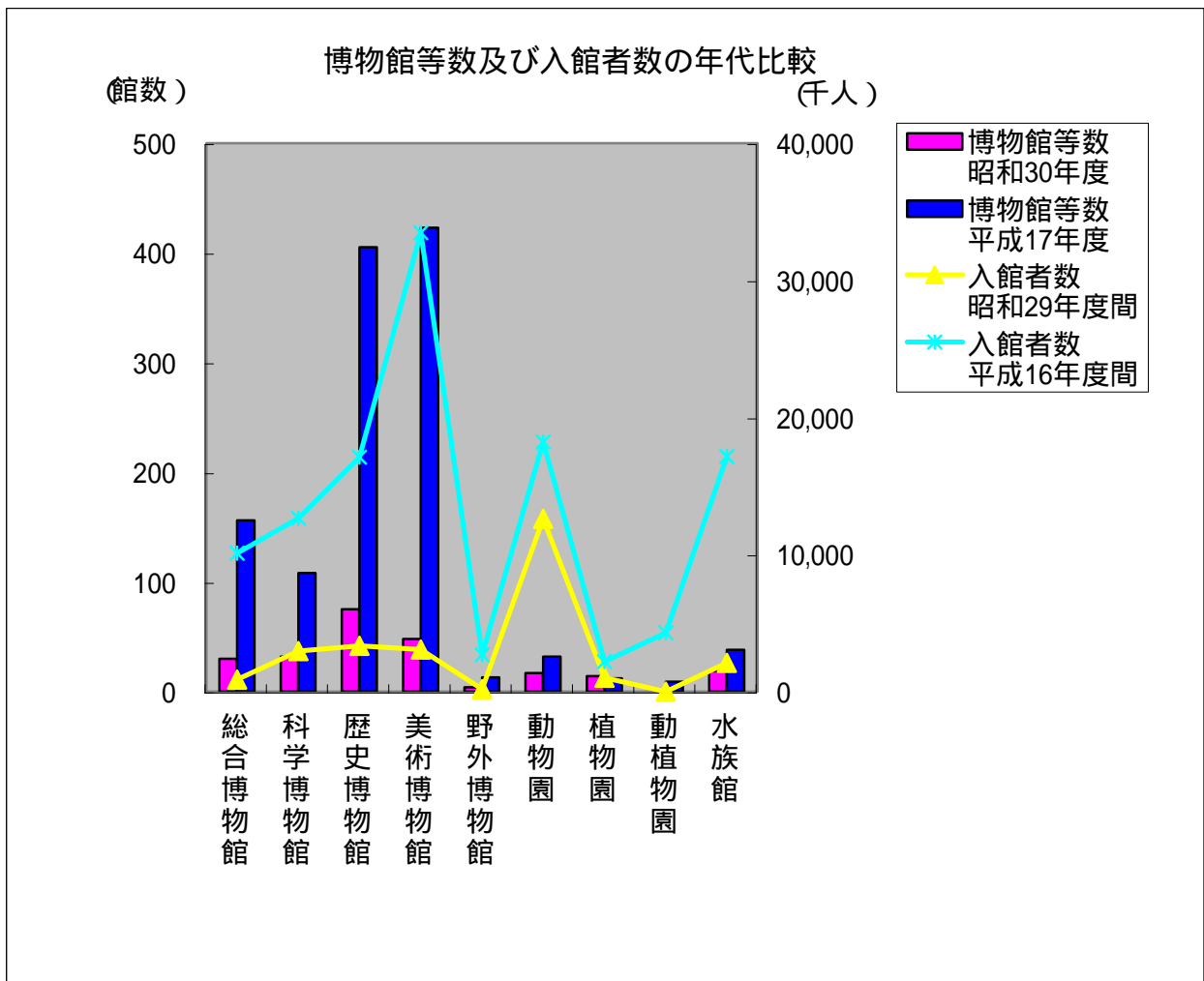
副主査

役職は平成19年3月現在

新しい時代の博物館制度の在り方について
(参考資料)

博物館及び学芸員に関する統計等

1. 博物館等数及び入館者数の年代比較
2. 館種別博物館等数及び入館者数の比較
3. 博物館等数の推移
4. 館種別博物館等数の推移
5. 公立博物館における指定管理者の導入状況
6. 公立博物館における社会教育費の推移
7. 教育委員会の予算および生涯学習・社会教育に係る年間の事業額
8. 設置者別博物館等数
9. 所管別博物館相当施設及び博物館類似施設数（公立のみ）
10. 博物館等における入館料の状況
11. 入館料を有料とする博物館等のうち減免措置のある館数
12. 博物館等のバリアフリー対応状況
13. 博物館等におけるボランティア活動状況
14. 博物館等 1 館当たりの職員数の状況
15. 館種別博物館等数及び学芸員数
16. 学芸員制度全般に関する課題
17. 専門的職員への期待
18. 博物館の学芸員についての認識
19. 新任学芸系職員に最も期待する資質、能力（博物館園対象）



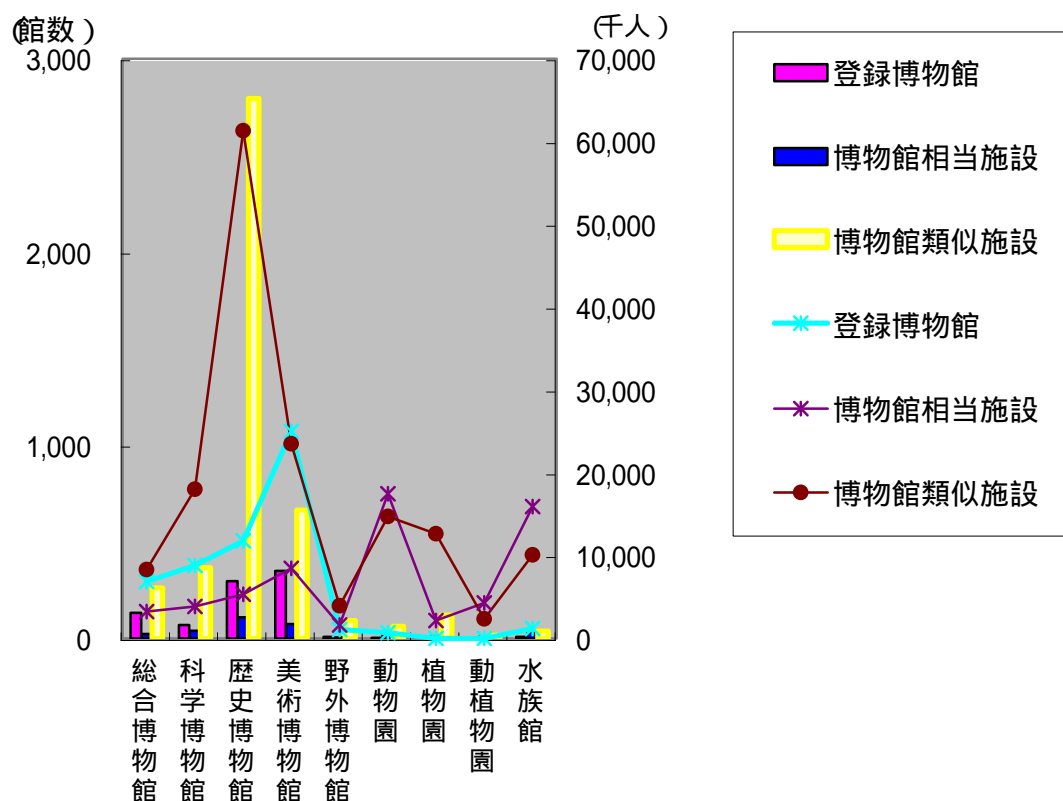
(入館者数単位 :千人)

館種別博物館	博物館等数			入館者数		
	昭和30年度	平成17年度		昭和29年度間	平成16年度間	
総合博物館	30	156	(262)	873	10,106	(8,314)
科学博物館	32	108	(366)	2,966	12,658	(18,002)
歴史博物館	75	405	(2,795)	3,352	17,101	(61,322)
美術博物館	48	423	(664)	3,067	33,472	(23,484)
野外博物館	4	13	(93)	181	2,687	(3,934)
動物園	17	32	(63)	12,607	18,197	(14,716)
植物園	14	12	(121)	1,023	2,182	(12,632)
動植物園	-	9	(16)	-	4,300	(2,347)
水族館	19	38	(38)	2,096	17,151	(10,077)
計	239	1,196	(4,418)	26,165	117,854	(154,828)

出典 :社会教育調査

博物館等数、入館者数は登録博物館と博物館相当施設の合計である。また、括弧内の数字は博物館類似施設の数字である。

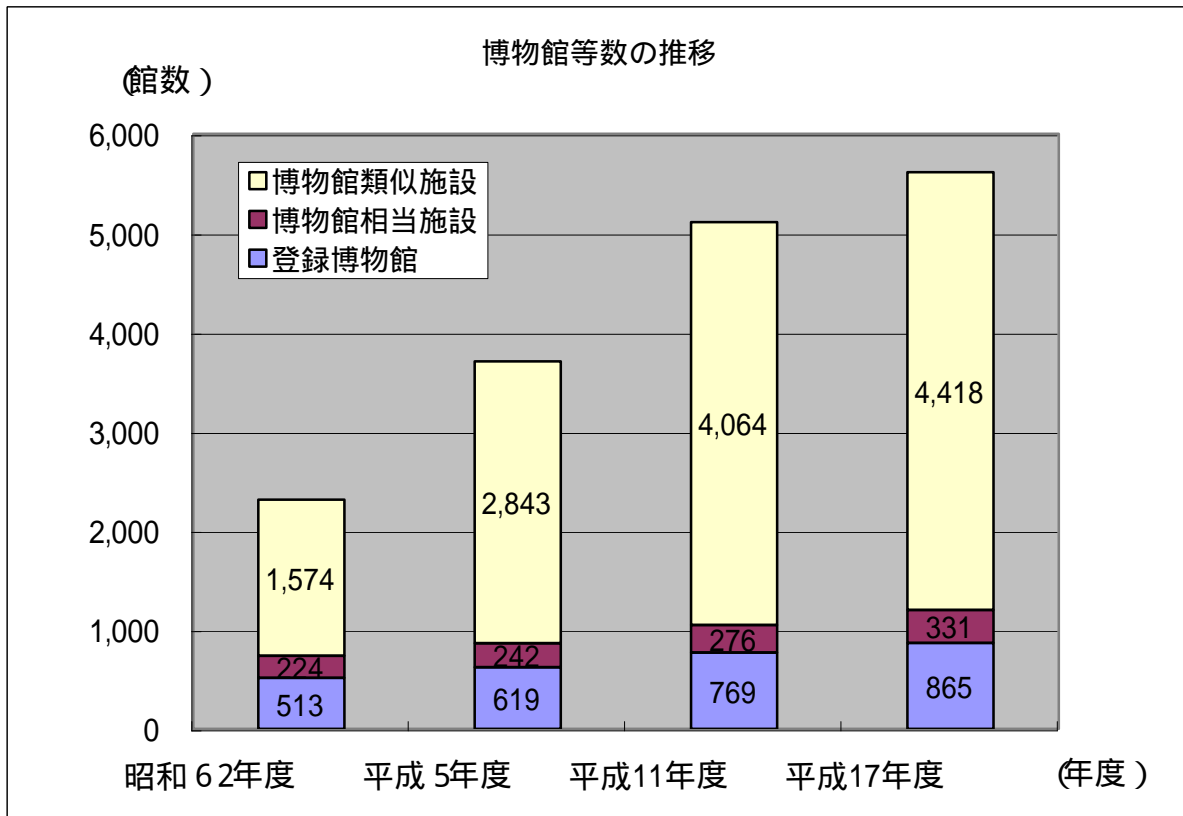
館種別博物館等数及び入館者数の比較



(入館者数単位 :千人)

	博物館等数 (平成 17年度)			入館者数 (平成 16年度間)		
	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
総合博物館	132	24	262	6,875	3,231	8,314
科学博物館	69	39	366	8,795	3,863	18,002
歴史博物館	296	109	2,795	11,776	5,325	61,322
美術博物館	349	74	664	25,023	8,449	23,484
野外博物館	8	5	93	1,081	1,606	3,934
動物園	1	31	63	712	17,485	14,716
植物園	1	11	121	9	2,173	12,632
動植物園	0	9	16	0	4,300	2,347
水族館	9	29	38	1,215	15,936	10,077
計	865	331	4,418	55,486	62,368	154,828

出典 :平成17年度社会教育調査



	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設	合計	博物館類似施設の全体に占める割合
昭和62年度	513	224	1,574	2,311	68.1%
平成5年度	619	242	2,843	3,704	76.8%
平成11年度	769	276	4,064	5,109	79.5%
平成17年度	865	331	4,418	5,614	78.7%

出典：社会教育調査

館種別博物館等数の推移

(館)

区分	計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野外 博物館	動物園	植物園	動植 物園	水族館	
平成2年度	799	96	81	258	252	11	35	21	7	38	
平成5年度	861	109	89	274	281	9	31	22	9	37	
平成8年度	985	118	100	332	325	11	33	18	9	39	
平成11年度	1,045	126	105	355	353	13	28	16	10	39	
平成14年度	1,120	141	102	383	383	11	31	17	10	42	
平成17年度	1,196	156	108	405	423	13	32	12	9	38	
類似 施設	平成2年度	2,169	126	180	1,459	246	17	44	54	13	30
	平成5年度	2,843	129	213	1,915	370	29	50	80	21	36
	平成8年度	3,522	177	283	2,272	520	48	51	111	19	41
	平成11年度	4,064	219	330	2,561	634	71	65	128	17	39
	平成14年度	4,243	225	342	2,708	651	85	62	124	13	33
	平成17年度	4,418	262	366	2,795	664	93	63	121	16	38

< 出典：社会教育調査 >

公立博物館における指定管理者の導入状況

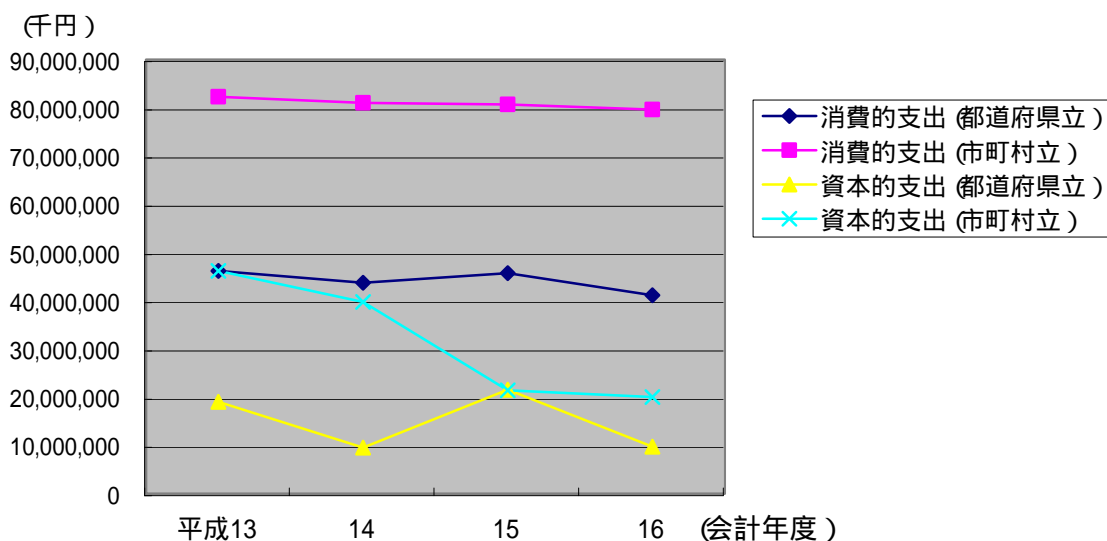
(館数)

	都道府県	市(区)	町	村	組合	合計
北海道	3	1	1	-	-	5
青森県	-	-	-	-	-	0
岩手県	2	-	-	-	-	2
宮城県	-	-	-	-	-	0
秋田県	1	-	-	-	-	1
山形県	-	-	-	-	-	0
福島県	-	-	-	-	-	0
茨城県	2	-	-	-	-	2
栃木県	1	3	-	-	-	4
群馬県	-	-	-	-	-	0
埼玉県	-	-	-	-	-	0
千葉県	-	-	-	-	-	0
東京都	-	3	-	-	-	3
神奈川県	-	5	-	-	-	5
新潟県	1	1	-	-	-	2
富山県	3	5	1	-	-	9
石川県	-	12	-	-	-	12
福井県	-	-	-	-	-	0
山梨県	1	-	-	-	-	1
長野県	1	4	-	-	-	5
岐阜県	1	-	-	-	-	1
静岡県	-	-	-	-	-	0
愛知県	-	-	-	-	-	0
三重県	-	-	-	-	-	0
滋賀県	2	-	-	-	-	2
京都府	-	1	-	-	-	1
大阪府	2	4	-	-	-	6
兵庫県	-	2	-	-	-	2
奈良県	-	-	-	-	-	0
和歌山県	-	-	-	-	-	0
鳥取県	-	3	-	-	-	3
島根県	3	1	-	-	-	4
岡山県	-	3	-	-	-	3
広島県	-	5	1	-	-	6
山口県	-	3	-	-	-	3
徳島県	-	-	-	-	-	0
香川県	-	-	-	-	-	0
愛媛県	1	-	-	-	-	1
高知県	3	-	1	-	-	4
福岡県	1	3	-	-	-	4
佐賀県	-	-	-	-	-	0
長崎県	1	-	-	-	-	1
熊本県	-	1	-	-	-	1
大分県	-	-	-	-	-	0
宮崎県	-	-	-	-	-	0
鹿児島県	-	-	-	-	-	0
沖縄県	-	-	-	-	-	0
合計	29	60	4	0	0	93

出典：平成17年度社会教育調査

上記館数には登録博物館及び博物館相当施設が含まれる

公立博物館における社会教育費の推移



	平成13	14	15	16
消費的支出 (都道府県立)	46,170,645	43,767,709	45,716,041	41,165,528
消費的支出 (市町村立)	82,316,441	81,058,482	80,738,054	79,632,193
資本的支出 (都道府県立)	19,080,021	9,544,188	21,594,666	9,783,240
資本的支出 (市町村立)	46,169,380	39,751,811	21,451,223	20,020,569

出典 地方教育費調査報告書

< 消費的支出 >

原則として年々経常的に支出する人件費、博物館活動費、維持・修繕費等の経費をいう。ただし、共済組合からの給付金及び公務災害補償基金からの補償金は、地方公共団体の支出ではないため対象外とする。

< 資本的支出 >

博物館の土地・建物及び設備・備品の取得並びに既存の設備・備品の取替え及び補充に要した経費をいう。

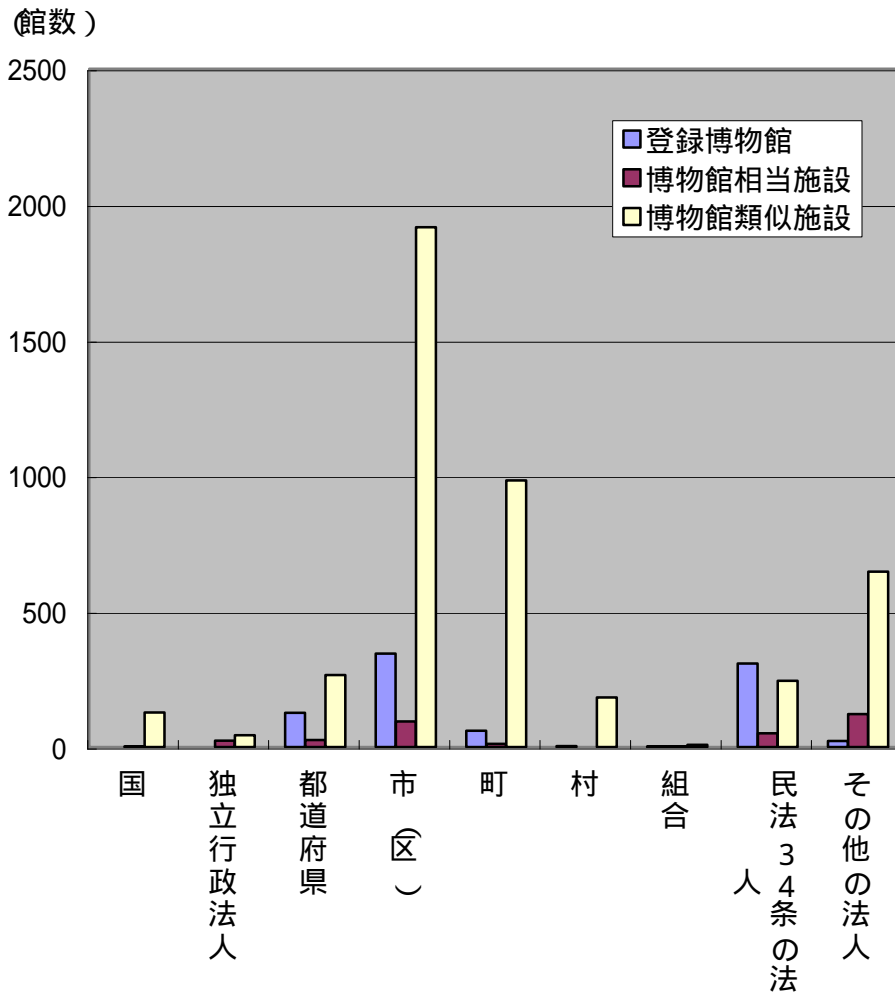
教育委員会の予算および生涯学習・社会教育に係る年間の事業額
生涯学習・社会教育に係る年間の事業額 (全体、自治体区分別)

(平均)

		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
全体 (N = 1,056)		725,842 千円	715,339 千円	643,810 千円
自治体区分別	都道府県 (n=47)	2,397,758 千円	2,459,529 千円	2,200,334 千円
	市区町村 (n=1,009)	638,784 千円	627,931 千円	567,882 千円

出典：平成 17年度文部科学省委託調査「学習活動やスポーツ、文化活動等に係るニーズと社会教育施設等に関する調査 報告書」(平成18年3月)

設置者別博物館等数



	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町
登録博物館	0	0	126	344	60
博物館相当施設	2	24	26	94	12
博物館類似施設	127	44	266	1916	983

	村	組合	民法34条の法人	その他の法人	合計
登録博物館	3	1	308	23	865
博物館相当施設	0	1	51	121	331
博物館類似施設	183	8	244	647	4418

出典 :平成 17年度社会教育調査

所管別博物館相当施設及び博物館類似施設数 (公立のみ)

博物館相当施設	地方公共団体の長	教育委員会	合計
平成 14年度	52	63	115
平成 17年度	64	69	133

博物館類似施設	地方公共団体の長	教育委員会	合計
平成 14年度	961	2,223	3,184
平成 17年度	1,060	2,296	3,356

出典 :社会教育調査

博物館等における入館料の状況

< 登録博物館・博物館相当施設 >

年度	入館料の有無	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	民法第34条の法人	その他
平成16年度間	入館料(有)	1	13	134	341	63	3	2	326	103
	博物館数	2	24	151	435	72	3	2	356	143
	割合(%)	50.0%	54.2%	88.7%	78.4%	87.5%	100.0%	100.0%	91.6%	72.0%
平成13年度間	入館料(有)	11	10	119	275	84	2	1	323	100
	博物館数	21	10	145	354	99	3	1	351	123
	割合(%)	52.4%	100.0%	82.1%	77.7%	84.8%	66.7%	100.0%	92.0%	81.3%
平成10年度間	入館料(有)	16	-	104	246	77	1	1	322	87
	博物館数	26	-	130	319	89	2	1	353	110
	割合(%)	61.5%	-	80.0%	77.1%	86.5%	50.0%	100.0%	91.2%	79.1%

< 博物館類似施設 >

年度	入館料の有無	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	民法第34条の法人	その他
平成16年度間	入館料(有)	10	16	119	1,034	528	124	6	186	482
	博物館数	125	44	260	1,894	954	180	8	239	635
	割合(%)	8.0%	36.4%	45.8%	54.6%	55.3%	68.9%	75.0%	77.8%	75.9%
平成13年度間	入館料(有)	9	4	117	620	782	242	5	242	451
	博物館数	122	6	251	1,139	1,360	350	7	303	616
	割合(%)	7.4%	66.7%	46.6%	54.4%	57.5%	69.1%	71.4%	79.9%	73.2%
平成10年度間	入館料(有)	18	-	110	585	756	218	8	252	440
	博物館数	121	-	210	1,080	1,282	325	11	333	611
	割合(%)	14.9%	-	52.4%	54.2%	59.0%	67.1%	72.7%	75.7%	72.0%

出典：平成11・14・17年度社会教育調査

入館料を有料とする博物館等のうち減免措置のある館数

(平成16年度間)

	国	独立行政 法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	民法第34 条の法人	その他	合計
博物館等(登録・相当・類似)数	127	68	411	2,329	1,026	183	10	595	778	5,527
入館料有料館	11	29	253	1,375	591	127	8	512	585	3,491
入館料有料館のうち減免措置のある館	ア 高齢者対応	0	0	0	3	0	0	1	0	4
	イ 障害者対応	2	0	8	92	58	2	74	128	382
	ウ 青少年対象	0	2	1	108	89	0	62	73	352
	エ 無料観覧日	1	5	2	53	45	0	6	18	138
	上記ア～エの組合せ	7	22	236	1,010	314	60	5	308	2,208
	合計	10	29	247	1,266	506	103	7	451	465

出典：平成17年度社会教育調査

博物館等のバリアフリー対応状況

区分	設置率	全館数	計	国	独立行政 法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	民法第34 条の法人	その他	
スロープ	登録博物館	63%	865	543	112	244	45	2	1	130	9
	相当施設	62%	331	204	1	16	20	63	9	0	1	27	67
	計	62%	1196	747	1	16	132	307	54	2	2	157	76
	類似施設	48%	4418	2,139	50	20	203	993	486	92	4	88	203
障害者用トイレ	登録博物館	74%	865	636	122	300	51	2	1	150	10
	相当施設	68%	331	226	2	17	23	78	9	0	1	29	67
	計	72%	1196	862	2	17	145	378	60	2	2	179	77
	類似施設	51%	4418	2,241	52	30	232	1,093	459	78	4	93	200
エレベーター	登録博物館	55%	865	474	96	223	26	0	0	122	7
	相当施設	43%	331	142	2	17	19	37	5	0	1	17	44
	計	52%	1196	616	2	17	115	260	31	-	1	139	51
	類似施設	21%	4418	947	19	18	130	475	140	16	3	50	96
簡易昇降機	登録博物館	9%	865	79	29	32	5	0	0	11	2
	相当施設	9%	331	31	0	5	5	8	0	0	0	4	9
	計	9%	1196	110	0	5	34	40	5	-	-	15	11
	類似施設	5%	4418	215	3	3	18	105	39	7	1	15	24
点字による案内	登録博物館	15%	865	133	51	67	2	0	0	12	1
	相当施設	14%	331	46	0	4	12	17	1	0	1	2	9
	計	15%	1196	179	0	4	63	84	3	-	1	14	10
	類似施設	7%	4418	316	6	3	68	156	48	6	1	7	21
外国人向け案内	登録博物館	29%	865	255	62	82	11	1	0	92	7
	相当施設	34%	331	112	1	12	15	27	3	0	1	12	41
	計	31%	1196	367	1	12	77	109	14	1	1	104	48
	類似施設	13%	4418	575	29	10	71	223	63	10	4	50	115

(出典：平成17年度社会教育調査)

博物館等におけるボランティア活動状況

区分	平成11年度		平成14年度		平成17年度	
	博物館	類似施設	博物館	類似施設	博物館	類似施設
館数	1,045	4,064	1,120	4,243	1,196	4,418
登録制度のある館	193	339	312	543	416	697
割合	18.5%	8.3%	27.9%	12.8%	34.8%	15.8%
登録団体数	-	-	226	1,359	411	1,115
登録者数	-	-	22,422	40,251	27,607	49,136

< 出典：社会教育調査 >

博物館等 1 館当たりの職員数の状況

区分	計	専任					兼任	非常勤	
		計	館長	学芸員	学芸員 補	その他			
平成5年度	15.1	11.5	0.5	2.3	0.4	8.3	1.4	2.1	
平成8年度	14.4	10.8	0.5	2.4	0.4	7.6	1.1	2.4	
平成11年度	14.6	10.5	0.5	2.5	0.3	7.2	1.2	2.9	
平成14年度	14.8	10.2	0.5	2.6	0.3	6.9	1.3	3.3	
平成17年度	14.5	9.6	0.5	2.7	0.3	6.2	0.9	4.0	
類似施設	平成5年度	5.8	3.3	0.3	0.3	0.03	2.6	1.2	1.3
	平成8年度	6.0	3.3	0.3	0.3	0.03	2.6	1.1	1.6
	平成11年度	6.2	3.2	0.3	0.3	0.02	2.5	1.3	1.8
	平成14年度	6.3	3.0	0.3	0.3	0.03	2.3	1.3	2.0
	平成17年度	6.2	2.7	0.3	0.3	0.02	2.1	1.2	2.3

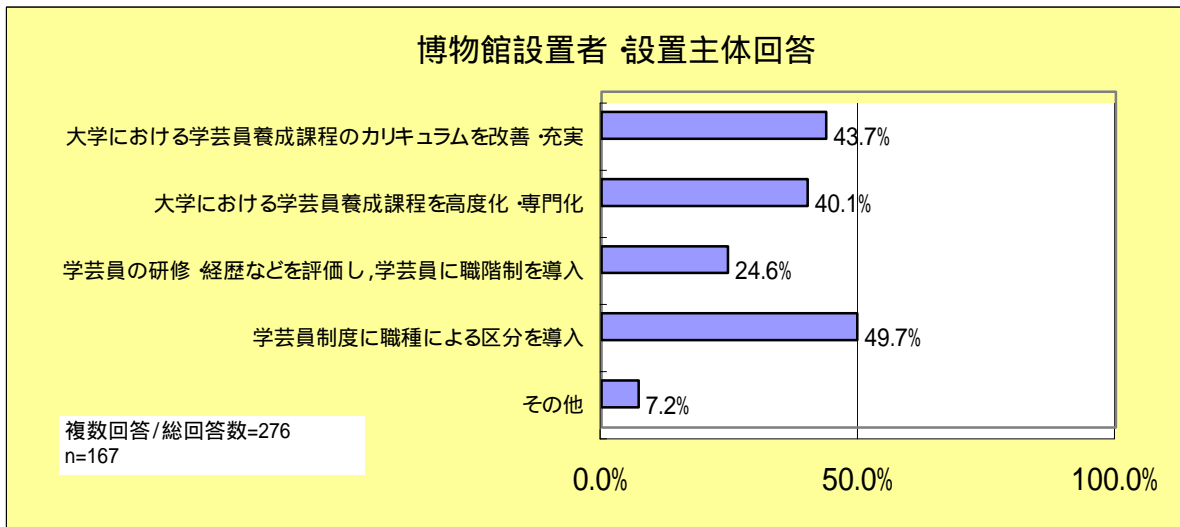
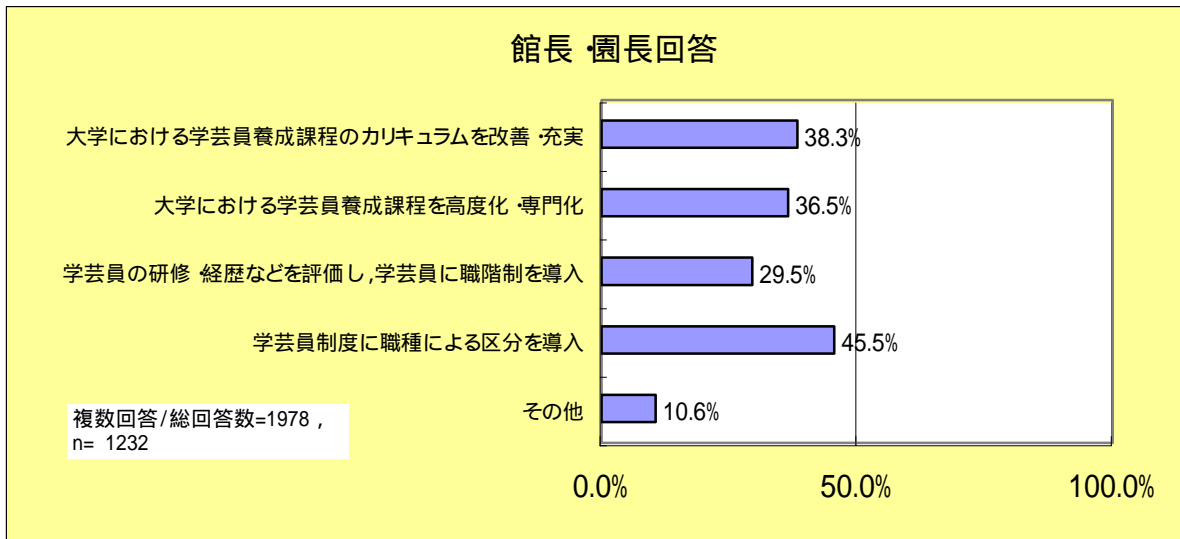
< 出典：社会教育調査 >

館種別博物館等数及び学芸員数

区分		計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野外 博物館	動物園	植物園	動植物 園	水族館
登録相当 類 似 施設	博物館数	1,196	156	108	405	423	13	32	12	9	38
	割合	100%	13.0%	9.0%	33.9%	35.4%	1.1%	2.7%	1.0%	0.7%	3.2%
	学芸員数	3,827	728	347	1,167	1,330	40	63	14	8	130
	割合	100%	19.0%	9.1%	30.5%	34.7%	1.0%	1.7%	0.4%	0.2%	3.4%
	博物館数	4,418	262	366	2,795	664	93	63	121	16	38
	割合	100%	5.9%	8.3%	63.3%	15.0%	2.1%	1.4%	2.7%	0.4%	0.9%
	学芸員数	2,397	165	134	1,379	559	32	59	12	8	49
	割合	100%	6.9%	5.6%	57.5%	23.3%	1.3%	2.5%	0.5%	0.3%	2.1%

< 出典：平成17年度社会教育調査 >

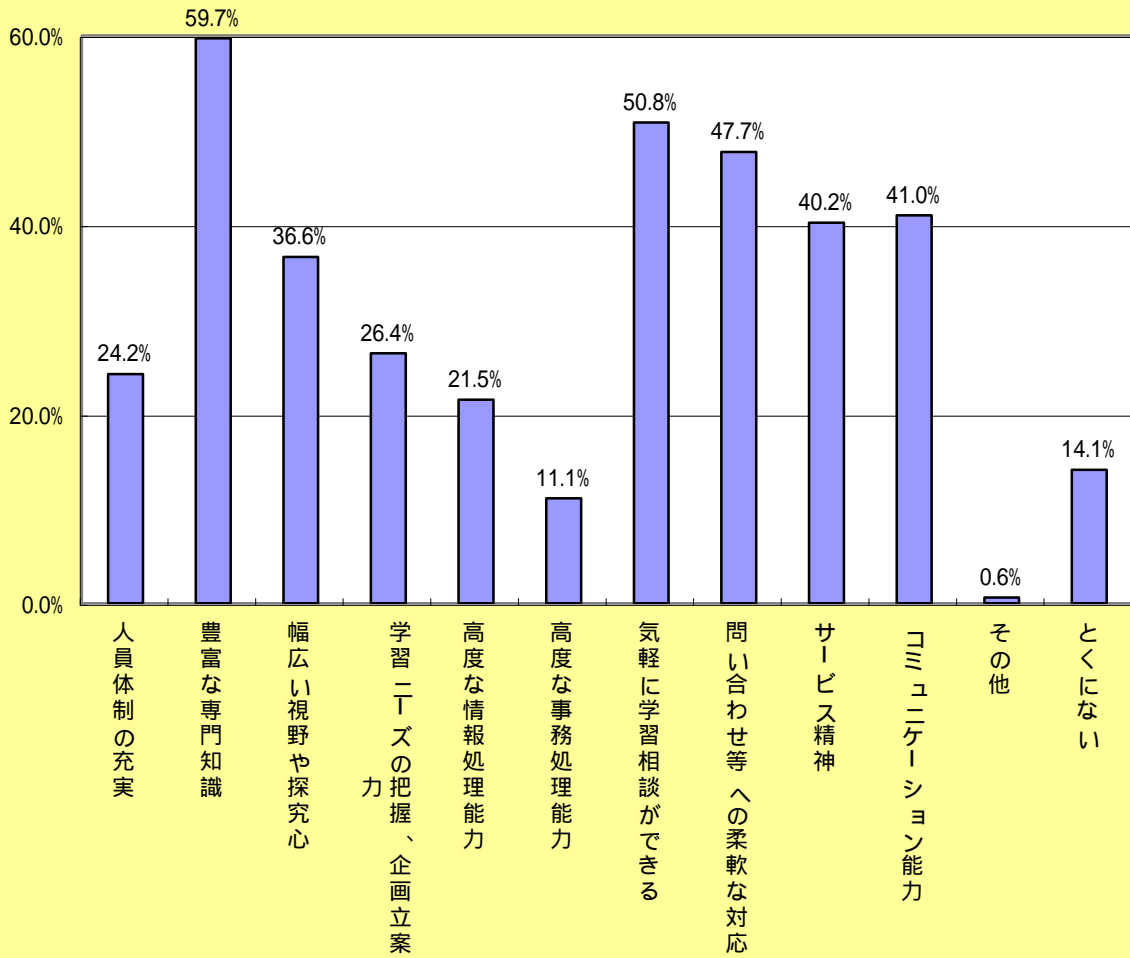
学芸員制度全般に関する課題



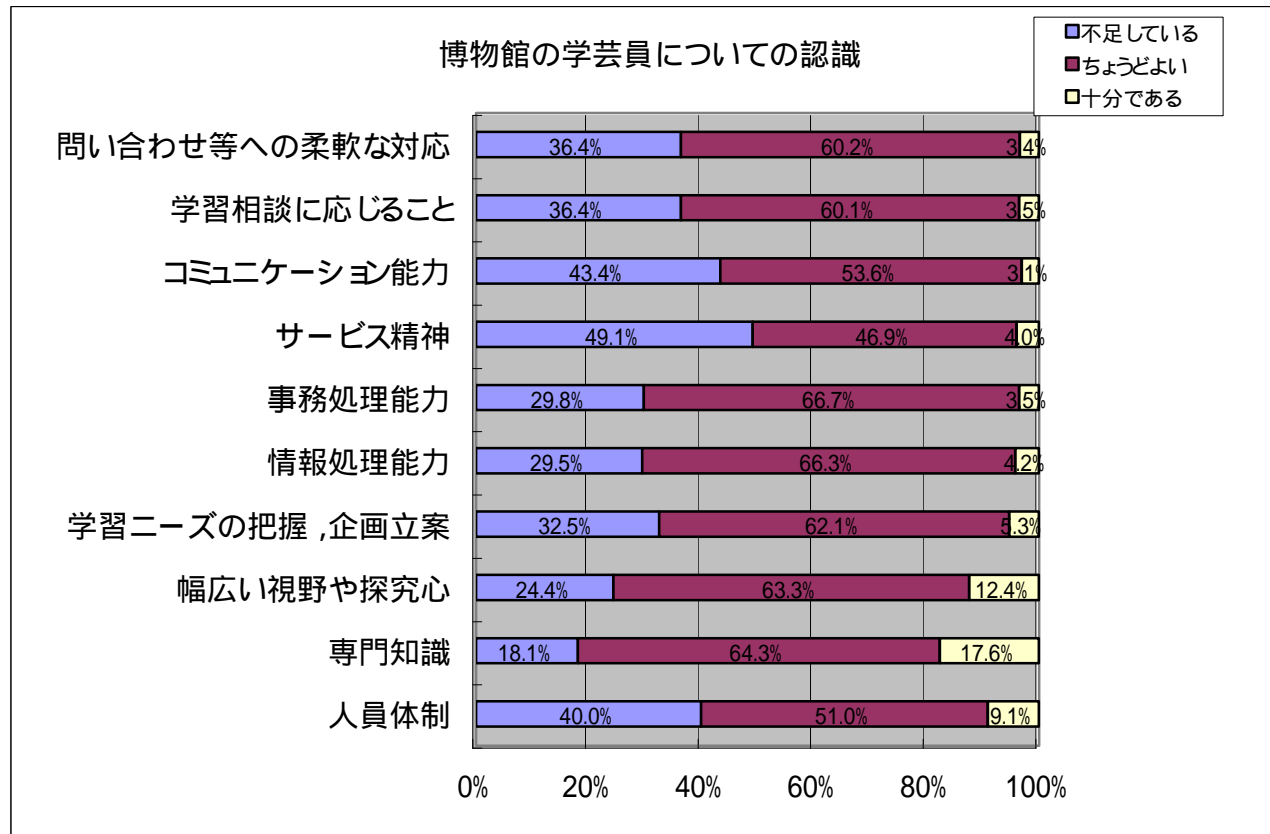
出典：「博物館制度の実態に関する調査研究報告書」(平成18年3月 株式会社丹青研究所)

複数回答 / n=1707

専門的職員への期待



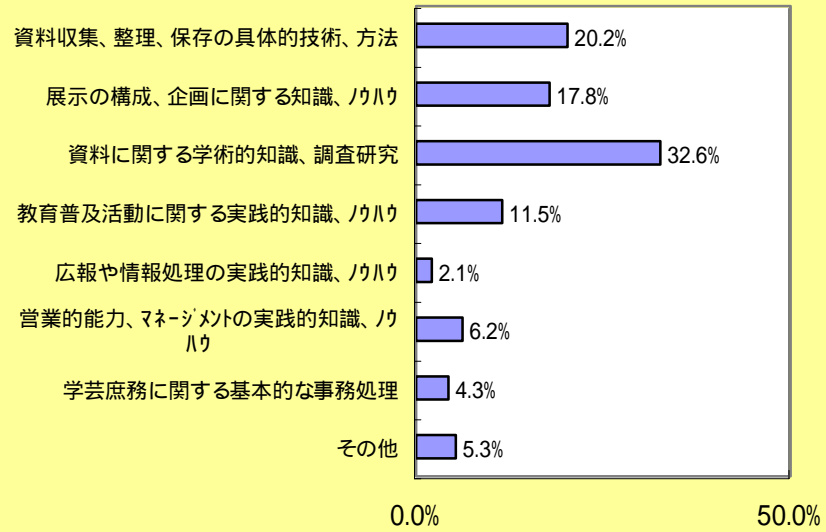
出典：学習活動やスポーツ、文化活動等に係るニーズと社会教育施設等に関する調査報告書
(平成18年3月 財団法人日本経済研究所)



出典：「学習活動やスポーツ,文化活動等に係るニーズと社会教育施設等に関する調査報告書」
 (平成18年3月 財団法人日本経済研究所)

新任学芸系職員に最も期待する資質、能力 (博物館園対象)

n= 1541



出典：「博物館制度の実態に関する調査研究報告書」(平成 18年 3月 株式会社丹青研究所)

関係法令・告示

- 1 . 社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）
- 2 . 博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）
- 3 . 博物館法施行令（昭和27年3月20日政令第47号）
- 4 . 博物館法施行規則（昭和30年10月4日文部省令第24号）
- 5 . 公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成15年6月6日文部科学省告示第13号）

社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

最終改正：平成一五年七月一六日法律第一一九号

第一章 総則（第一条 第九条）

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補（第九条の二 第九条の六）

第三章 社会教育関係団体（第十条 第十四条）

第四章 社会教育委員（第十五条 第十九条）

第五章 公民館（第二十条 第四十二条）

第六章 学校施設の利用（第四十三条 第四十八条）

第七章 通信教育（第四十九条 第五十七条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、左の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十三 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。

十四 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十五 情報の交換及び調査研究に関すること。

十六 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務(第三号の事務を除く。)を行う外、左の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行なうこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第七条 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関する職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

第三章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第十九条 削除

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人(この章中以下「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一 定期講座を開設すること。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

第三十二条 削除

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第六章 学校施設の利用

(適用範囲)

第四十三条 社会教育のためにする国立学校(学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。)又は公立学校(同項に規定する公立学校をいう。以下同じ。)の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四条 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第四十八条第一項において同じ。)、の理事長、大学以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学以外の公立学校に対し、その教員組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めるところができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第七章 通信教育

(適用範囲)

第四十九条 学校教育法第四十五条、第五十一条の九第一項、第五十二条の二及び第七十六条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第五十一条 文部科学大臣は、学校又は民法第三十四条の規定による法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定(以下「認定」という。)を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

(認定手数料)

第五十二条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第五十三条 削除

(郵便料金の特別取扱)

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の定めるところにより、特別の取扱

を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第五十五条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

(報告及び措置)

第五十六条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第五十七条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

附則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

5 この法律施行前通信教育認定規程(昭和二十二年文部省令第二十二号)により認定を受けた通信教育は、第五十一条第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

附則 (昭和二十五年五月一〇日法律第一六八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年三月一二日法律第一七号)

1 この法律は、教育公務員特例法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十一号)施行の日から施行する。

2 改正後の社会教育法第九条の四の規定の適用については、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)若しくは旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者とみなす。

附則 (昭和二十七年六月六日法律第一六八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月一四日法律第二一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年六月三日法律第一五九号) 抄

1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五百五十八号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十一年六月三〇日法律第一六三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月二日法律第九五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年四月三〇日法律第一五八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（社会教育主事等の経過規定）

2 この法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

（社会教育法の一部を改正する法律の一部改正）

3 社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」略）

4 前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の社会教育法の一部を改正する法律附則第六項の規定により社会教育主事の職にあつた者は、この法律による改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、社会教育主事となる資格を有するものとする。

附則（昭和三六年六月一七日法律第一四五号）抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百四十四号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三六年一〇月三一日法律第一六六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三八年六月八日法律第九九号）抄

（施行期日及び適用区分）

第一条 この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分に限る。）及び附則第三十五条の規定（以下「財務以外の改正規定等」という。）は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定（以下「予算関係の改正規定」という。）は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年八月一日法律第一二〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年四月二四日法律第二七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第十一条第一項の改正規定、第二条、第三条、第五条

及び第六条の規定、第十九条中特許法第七十七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条中通訳案内業法第五条第二項の改正規定並びに第二十九条及び第三十条の規定は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附則（昭和五十六年五月一九日法律第四五号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年七月二三日法律第六九号）抄
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年一月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和五十九年五月一日法律第二三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（昭和六〇年七月二日法律第九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年一月二六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの前項の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの前項の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二年六月二十九日法律第七一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二年七月一日から施行する。

附則（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないもののみならず、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において

、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十五条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成十三年七月一日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

- 第一章 総則（第一条 第九条）
 - 第二章 登録（第十条 第十七条）
 - 第三章 公立博物館（第十八条 第二十六条）
 - 第四章 私立博物館（第二十七条・第二十八条）
 - 第五章 雑則（第二十九条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）
第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映画会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

第五条 次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第二号の学芸員補の職には、博物館の事業に類する事業を行う施設における職で、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

第七条 削除

（設置及び運営上望ましい基準）

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第九条 削除

第二章 登録

(登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
- 二 名称
- 三 所在地

二 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
- 二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録要件の審査)

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

二 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をし

なければならぬ。

(登録の取消)

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならぬ。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならぬ。

(博物館の廃止)

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消ししなければならぬ。

(規則への委任)

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第十七条 削除

第三章 公立博物館

(設置)

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。
- 二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 第六条に規定する者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものとした者を含むものとする。

附則（昭和二十七年八月一四日法律第三〇五号）抄

(施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三〇年七月二二日法律第八一号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 改正前の博物館法（以下「旧法」という。）第五条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者は、改正後の博物館法（以下「新法」という。）第五条の規定にかかわらず、学芸員となる資格を有するものとする。

4 新法第五条第二号の学芸員補の職には、旧法附則第四項に規定する学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

附則（昭和三十一年六月三〇日法律第一六三号）抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

附則（昭和三四四年四月三〇日法律第一五八号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年六月一日法律第九六号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 5 この法律の施行前に第十三条の規定による改正前の博物館法第二十九条の規定により文部大臣がした指定は、第十三条の規定による改正後の博物館法第二十九条の規定により文部大臣又は都道府県の教育委員会がした指定とみなす。

附 則 (昭和五十八年二月二日法律第七八号) 抄

- 1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年二月四日法律第九三号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

- 42 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成三年四月二日法律第二三号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成三年四月二日法律第二五号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第七十九条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二十一年二月二日法律第二二〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年七月一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年

法律第四十九号（第五十七条（理事等の特別背任）の罪）とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

博物館法施行令（昭和二十七年三月二十日政令第四十七号）

最終改正：昭和三十四年四月三〇日政令第一五七号

内閣は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十五条第二項の規定に基き、及び同条の規定を実施するため、この政令を制定する。

（政令で定める法人）

第一条 博物館法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 日本赤十字社

二 日本放送協会

（施設、設備に要する経費の範囲）

第二条 法第二十四条第一項に規定する博物館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

一 施設費 施設の建築に要する本工事費、附帯工事費及び事務費

二 設備費 博物館に備え付ける博物館資料及びその利用のための器材器具の購入に要する経費

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年八月二十四日政令第一九二号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十年七月二十二日から適用する。

附則（昭和三十一年六月三〇日政令第二二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和三十一年十月一日から施行する。

附則（昭和三十四年四月三〇日政令第一五七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

博物館法施行規則（昭和三十年十月四日 文部省令第二十四号）

最終改正：平成一八年三月三十一日 文部科学省令第一一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条及び第二十九条の規定に基づき、博物館法施行規則（昭和二十七年文部省令第十一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一章 大学において修得すべき博物館に関する科目の単位（第一条・第二条）

第二章 学芸員の資格認定（第三条 第十七条）

第三章 博物館に相当する施設の指定（第十八条 第二十四条）

第四章 雑則（第二十五条 第二十七条）

附則

第一章 大学において修得すべき博物館に関する科目の単位

（博物館に関する科目の単位）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第五条第一項第一号の規定により大学において修得すべき博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科 目	単位数
生涯学習概論	一
博物館概論	二
博物館経営論	一
博物館資料論	二
博物館情報論	一
博物館実習	三
視聴覚教育メディア論	一
教育学概論	一

備考

- 一 博物館概論、博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学の単位をもつて替えることができる。ただし、当該博物館学の単位数は、六を下ることはできないものとする。
- 二 博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学各論の単位をもつて替えることができる。ただし、当該博物館学各論の単位数は、四を下ることはできないものとする。
- 三 博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。
- 四 博物館実習の単位数には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導の一単位を含むものとする。

第二条 削除

第二章 学芸員の資格認定
(資格認定)

第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は無試験認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする。

第四条 資格認定は、毎年少くとも各一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で告示する。

(試験認定の受験資格)

第五条 左の各号の一に該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 学士の学位を有する者
 - 二 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者で三年以上学芸員補の職（学芸員補に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含む。以下同じ。）にあつた者
 - 三 教育職員の普通免許状を有し、三年以上教育職員の職にあつた者
 - 四 五年以上学芸員補の職にあつた者
 - 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者
(試験認定の方法及び試験科目)
- 第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記及び口述の方法により行う。
- 2 試験科目及び各試験科目についての試験の方法は、次表第一欄及び第二欄に定めるとおりとする。

		第 一 欄	
試験科目	試験科目	試験認定の必要科目	試験の方法
必須科目	生涯学習概論		筆記
		第二欄	

<p>博物館学 視聴覚教育メディア論 教育学概論</p>	<p>上記科目の全科目</p>	<p>筆記及び口述 筆記 筆記</p>
<p>文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理学 化学 生物学 地学</p>	<p>上記科目のうちから受験者の選択する二科目</p>	<p>筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記</p>

(試験科目の免除)

第七条 大学又は文部科学大臣の指定する講習等において、前条に規定する試験科目に相当する科目の単位を一単位(博物館学にあつては六単位)以上修得した者又は講習等を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

2 前項の文部科学大臣の指定する講習等における単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項に定める基準によるものとする。

(二回以上の受験)

第八条 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。
(無試験認定の受験資格)

第九条 左の各号の一に該当する者は、無試験認定を受けることができる。

一 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者

- 二 大学において博物館に関する科目に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者
- 三 十年以上学芸員補の職にあつた者で都道府県の教育委員会の推薦する者
- 四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

(無試験認定の方法)

第十条 無試験認定は、次条の規定により願ひ出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

(受験の手続)

第十一条 資格認定を受けようとする者は、受験願書(別記第一号様式により作成したもの)に左の各号に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願ひ出なければならぬ。この場合において、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができるときは、第二号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

一 受験資格を証明する書類

二 履歴書(別記第二号様式により作成したもの)

三 住民票の写し(出願前六月以内に交付を受けたもの)

四 写真(出願前一年以内に脱帽して撮影した手札形の写真を葉書大の厚紙にはり付け、裏面に住所、氏名(ふりがなをつける。))及び生年月日を記載したもの)

五 試験認定の試験科目の免除を願ひ出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類

六 無試験認定を願ひ出る者については、博物館に関する学識及び業績を明示する書類及び資料

(試験認定合格者及び試験認定科目合格者)

第十二条 試験科目(試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)のすべてについて合格点を得た者(試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。)を試験認定合格者とする。ただし、第五条第一号の規定に該当する者については、一年間学芸員補の職の職務に従事した後、試験認定合格者となるものとする。

2 試験認定合格者ではないが、一以上の試験科目について合格点を得た者を試験認定科目合格者とする。

(無試験認定合格者)

第十三条 第十条の規定による審査に合格した者を無試験認定合格者とする。

(合格証書の授与等)

第十四条 試験認定合格者(第十二条第一項ただし書に規定する者を含む。))及び無試験認定合格者に対しては、合格証書(別記第三号様式によるもの)を授与する。

2 合格証書を有する者が、その氏名を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由をしるして願ひ出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。

(合格証明書の交付等)

第十五条 試験認定合格者又は無試験認定合格者が、その合格の証明を願ひ出たときは、合格証明書(別記第四号様式によるもの)を交付する。

2 試験認定科目合格者がその科目合格の証明を願ひ出たときは、科目合格証明書(別記第五号様式によるもの)を交付する。

(手数料)

第十六条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上 欄	下 欄
一 試験認定を願ひ出る者	一 科目につき千三百円
二 無試験認定を願ひ出る者	二千八百円
三 合格証書の書換又は再交付を願ひ出る者	七百元
四 合格証明書の交付を願ひ出る者	七百元
五 科目合格証明書の交付を願ひ出る者	七百元

2 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書にはるものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなればならない。

3 納付した手数料は、どういふ事由があつても返還しない。
（不正の行為を行った者等に対する処分）

第十七条 虚偽若しくは不正の方法により資格認定を受け、又は資格認定を受けるにあたり不正の行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

2 試験認定合格者、無試験認定合格者又は試験認定科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになつたときは、その合格を無効にするるとともに、既に授与又は交付した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

3 前二項の処分をしたときは、処分を受けた者の氏名及び住所を官報に公告する。

第三章 博物館に相当する施設の指定
（申請の手続）

第十八条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第六号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県立の施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ提出しなればならない。

一 当該施設の有する資料の目録

二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面

三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類

四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

(指定要件の審査)

第十九条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。

二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。

三 学芸員に相当する職員がいること。

四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。

五 一年を通じて百日以上開館すること。

2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

第二十条 削除

第二十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定する博物館に相当する施設(以下「博物館相当施設」という。)が第十九条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県立の施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならぬ。

第二十二条 削除

第二十三条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第十九条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

(指定の取消)

第二十四条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第十九条第一項に規定する要件を欠くに至つたものと認めたととき、又は虚偽の申請に基いて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

第四章 雑則

(従前の規程による学校の卒業者等)

第二十五条 第五条第一号に規定する学士の学位を有する者には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者を含むものとする。

第二十六条 第五条第二号に規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、旧大学令、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者を含むものとする。

第二十七条 第九条第一号に規定する博士の学位を有する者には、旧学位令(大正九年勅令第二百号)による博士の称号を有する者を含むものとする。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 試験認定を受ける者のうち、博物館法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第八十一号)附則第三項の規定により学芸員となる資格を有する者にあつては、第六条第二項の規定にかかわらず、選択科目の試験を免除する。

附則(昭和四一年一月二日文部省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年一月九日文部省令第一九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。

附則（昭和四十六年六月一日文部省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十七年四月二七日文部省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年七月二六日文部省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年三月二三日文部省令第八号）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（昭和五十八年五月一〇日文部省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年三月二三日文部省令第二号）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六十二年三月二八日文部省令第四号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成元年三月二九日文部省令第八号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成元年四月一日文部省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年三月一六日文部省令第三号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年六月一九日文部省令第三一号）

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附則（平成五年四月二三日文部省令第二四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の学位規則第十二条の規定にかかわらず、同条に規定する報告の様式については、平成六年三月三十一日までの間は、

なお従前の例によることができる。

附則（平成六年三月二二日文部省令第四号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成八年八月二八日文部省令第二八号）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行令規則（以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する科目の単位の全部を修得した者

は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する科目の単位の全部を修得したものとみなす。

3 この省令の施行の日前に、次の表の上欄に掲げる旧規則第一条第一項に規定する試験科目の単位の全部を修得した者は、下欄に掲げる新規則第一条に規定する科目の単位の全部を修得したものとみなす。

社会教育概論	一単位	生涯学習概論	一単位
博物館学	四単位	博物館概論	二単位
		博物館経営論	一単位
		博物館資料論	二単位
		博物館情報論	一単位
視聴覚教育	一単位	視聴覚教育メディア論	一単位
教育原理	一単位	教育学概論	一単位

4 この省令の施行の日前に、次の表の上欄に掲げる旧規則第六条第二項に規定する科目に合格した者は、下欄に掲げる新規則第六条第二項に規定する科目に合格したものとみなす。

社会教育概論	生涯学習概論
視聴覚教育	視聴覚教育メディア論
教育原理	教育学概論

附則（平成九年三月一八日文部省令第一号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年一二月一八日文部省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年二月二九日文部省令第七号）

この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三三号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一五年三月二八日文部科学省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年三月三一日文部科学省令第一五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年二月一九日文部科学省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月三〇日文部科学省令第一三三号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日文部科学省令第一五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日文部科学省令第一一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

第二条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一 学校教育法施行規則第八条第一号ロ

二 博物館法施行規則第九条第二号

三 大学設置基準第十四条第四号

四 高等専門学校設置基準第十一条第二号

五 短期大学設置基準第二十三条第五号

別記第1号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

別記第2号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

別記第3号様式

別記第4号様式

別記第5号様式

別記第6号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成15年6月6日 文部科学省告示第113号)

(趣旨)

第1条 この基準は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第八条の規定に基づく公立博物館(同法第二条第二項に規定する公立博物館をいう。以下「博物館」という。)の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館及びその設置者は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

(設置)

第2条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料を扱うよう努めるものとする。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

(資料)

第3条 博物館は、実物又は現象に関する資料(以下「一次資料」という。)について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外貸出しが困難な場合には、必要に応じて、実物資料に係る模型、模造、模写又は複製の資料を収集又は製作するものとする。

3 博物館は、一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料(以下「二次資料」という。)を収集し、保管するものとする。

4 博物館は、一次資料の所在等の調査研究を行い、その収集及び保管(現地保存を含む。)に努めるとともに、資料の補修及び更新、新しい模型の製作等により所蔵資料の整備及び充実に努めるものとする。

(展示方法等)

第4条 博物館は、資料を展示するに当たっては、利用者の関心を深め、資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二 総合展示、課題展示、分類展示、生態展示、動態展示等の展示方法により、その効果を上げること。

三 博物館の所蔵する資料による通常の展示のほか、必要に応じて、特定の主題に基づき、その所蔵する資料又は臨時に収集した資料による特別展示を行うこと。

四 二次資料又は音声、映像等を活用すること。

五 資料の理解又は鑑賞に資するための説明会、講演会等を行うこと。

六 展示資料の解説並びに資料に係る利用者の調査及び研究についての指導を行うこと。

(学習活動等)

第5条 博物館は、利用者の学習活動に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

一 資料に関する各種の説明会、講演会等(児童又は生徒を対象とした体験活動その他の学習活動を含む。)の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。

二 資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して助言と援助を与えること。

(情報の提供等)

第6条 博物館は、利用者の利用の便宜のために、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 資料に関する目録、展示資料に関する解説書又は案内書等を作成するとともに、資料に関する調査研究の成果の公表その他の広報活動を行うこと。
- 二 事業の内容、資料等についてインターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、情報の提供を行うこと。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第7条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、社会教育施設、社会教育関係団体、関係行政機関等との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

- 2 博物館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の参加を促進するよう努めるものとする。
- 3 博物館は、その実施する事業において、利用者等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(開館日等)

第8条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第9条 博物館に、館長を置くとともに、事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

- 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。

(職員の研修)

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の教育委員会の所管に属する博物館の前項に規定する職員を、同項の研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備等)

第11条 博物館は、その目的を達成するため、必要な施設及び設備を備えるものとする。

- 2 博物館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。
- 3 博物館は、資料を保全するため、必要に応じて、耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるよう努めるものとする。
- 4 博物館は、利用者の安全を確保するため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

(事業の自己評価等)

第十二条 博物館は、事業の水準の向上を図り、当該博物館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、博物館協議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。